

平成 29 年

# 三重県議会定例会会議録

( 11 月 30 日 )  
( 第 27 号 )

第  
27  
号  
11  
月  
30  
日



平成29年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 27 号

○平成29年11月30日（木曜日）

---

### 議事日程（第27号）

平成29年11月30日（木）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第 2 議案第173号  
〔委員長報告、採決〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第173号

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員	49名		
1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫

9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新樹
16	番	木津	直祐
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正生
19	番	石田	成孝
20	番	大久保	栄豊
21	番	東	道明
22	番	山内	衛野
23	番	津村	熊三
24	番	杉本	宜一
25	番	藤田	健裕
26	番	後藤	裕之
27	番	北川	林聡
28	番	村林	正人
29	番	小部	富男
30	番	服部	健児
31	番	津田	年規
32	番	中嶋	英介
33	番	奥野	智広
34	番	今井	隆尚
35	番	長田	直人
36	番	舘	

37	番	日 沖	正 信
38	番	前 田	剛 志
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田 圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	榊 屋 眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	吉 川 幸 伸
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文

危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	福 井 敏 人
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
健康福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	鈴 木 伸 幸
農林水産部長	岡 村 昌 和
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	松 田 克 己
健康福祉部子ども・家庭局長	福 永 和 伸
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	長谷川 耕 一
会計管理者兼出納局長	城 本 曉
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	山 本 進
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

戸 神 範 雄  
山 口 武 美

選挙管理委員会委員

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

---

午前10時0分開議

**開 議**

○議長（舟橋裕幸） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

**諸 報 告**

○議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る11月28日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第173号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で、報告を終わります。

---

## 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
173	平成29年度三重県一般会計補正予算（第7号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年11月28日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

予算決算常任委員長 中嶋 年規

### 質 問

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） おはようございます。今回の質問、トップバッター、日本共産党の四日市市選出、山本里香、一般質問をさせていただきます。30分という時間をいただいております。

連日、いろいろな事件が報道され、相撲界の暴力事件であるとか、また国会中継などを見ていると、道徳って何なんだろうかなど、そんなことを思いながら日々おりますが、今回の質問の一つ目は、小・中学校にこれから導入をされていく道徳という教科についてお伺いをしたいと思います。

これまで教科外の活動ということになっていたのが、2018年度から小学校、そして翌年2019年度から中学校で特別の教科道徳、これは教科じゃなくて、特別のとつく教科道徳となります。格上げされてということになるわけです。

教科になるということは教科書があって、そしてそれを使い、そしてそれを評価するということがついてくるわけですがけれども、特別な教科というふうに言われているのは、評価がなかなか数字的に難しいものであるというこ



とから、特別ということがついたそうであります。

教科書検定に当たっては、学習指導要領に示す内容に照らして扱いが不適切と検定意見がついて、高齢者への尊厳と感謝が不足していると、おじさんからおじいさんへと表記を変え、伝統文化の尊重の観点から、パン屋から和菓子屋へと記述が変更されたことは大きく問題になり、余りにも表面的で、文部科学省の言う愛国心や伝統の尊重が薄っぺらな記号に過ぎないのではないかということが見えてまいりました。

特に、道徳の教科化は、2006年に第1次安倍政権が打ち出したのですがけれども、文部科学大臣の諮問機関中央教育審議会、中教審が心の中を評価することになると、このときは難色を示し、見送られています。第2次安倍政権下で再び教科化を検討。2014年にメンバーを入れかえた中央教育審議会の答申が教科への格上げを求めることとなりました。そして、来春を迎えます。

大津市のいじめ自殺事件などを受けて、教科化への論議に向かったという経緯がありますけれども、そもそもいじめの原因は道徳の劣化なのかということも一つ課題であります。

さきにも申しましたけれども、特別な教科ということで評価になじまないという指摘の中、学習指導要領によりますと、数値などによる評価は行わないというふうに記述をされております。そうすると、数値では行わないのだから、文章で評価をするのかということも出てくるわけですがけれども、評価基準とされるのは、学習指導要領に示す内容項目で徳目と言われるもので、この項目は、学年ごとに19から22項目列記されておりますけれども、その中には大変難しい、センシティブな愛国心であるとか家族愛というものにかかわるものもあります。

さて、どのように評価をしていくように御指導されるのでしょうか。

また、文部科学省は考える道徳へと転換させると言っていますけれども、考えるべき道徳的価値は学習指導要領で既に決めつけられてしまっています。それを指標に評価を考えるのでしょうか。

これまでの道徳では、先生方がクラスの必要なことを必要なときに柔軟に

扱ってきたものだと認識しています。それを教科書どおりにということで先生方が個人の尊厳に力点を置きたい、クラスにあるいじめのことをじっくり取り組みたいと思っても許されないようになりはしないか。さらに、何よりも、いい評価をもらうために本心と違う期待される発言や行動をする子どもが出てくるとすれば、そのことは子どもの心をゆがめることになるかと心配をいたします。

やりようによって、子どもに対する道徳観の押しつけは基本的人権を尊重する憲法と矛盾し、日本も批准する子どもの権利条約、また、三重県子ども条例がありますけれども、その趣旨とも整合性が図れないんじゃないかというふうに思います。道徳の教科化と、その評価について教育委員会としてはどのようにお考えか教えていただきたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 道徳の評価についての御質問でございます。

道徳教育は自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動する自立した一人の人間として、他者とともによりよく生きるための基盤となる資質、能力を養うことを目指すものであり、その果たす役割は重要なものと考えております。

今回教科化される道徳科は、子どもたちが答えが一つではない課題に自分のこととして向き合い、考え、議論することを通じて道徳性を養うことを趣旨としており、県教育委員会としましては、こうした趣旨を踏まえ、教科化に向けた取組を進めているところです。

道徳科の評価について、国は、個々の子どもたちの道徳性の成長を数値でなく文章で記述する形で行うこと、他の子どもたちとの比較ではなく子どもたちがいかに成長したかを認め、励ます評価として行うこと、入学者選抜の合否判定に活用しないことなどとしております。

県教育委員会では、各学校において適切に評価を行うことができるよう、県内の学校を指定して専門家の指導を受けながら実践研究を行っております。

また、市町の指導主事や教員で構成する三重県道徳教育推進会議を開催し、

実践研究事例を共有するとともに、評価の考え方や具体的な方法、留意点などについて、事例を踏まえた協議を行って、研究の成果を各市町や学校に還元しています。

県教育委員会としましては、引き続き、実践研究や市町の指導主事や教員を対象とした研修会等を通じて、道徳科の指導と評価が適切に実施されるよう取り組んでまいります。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 実践研究などをして評価については、今、研究を重ねながら実のあるものにしていこうという努力をしてみえるというお答えでした。

研修などでの先生方のモデル校などでの研修を終えられた方々、研修中の方のお話を伺いまして、本当に難しいな、あるいは悩むところだな、そしてまた事例研究の中でいろいろと提示されるものが本当に自分のクラスで、それを実践していくことがどこまでできるかなと、困惑とかいろいろと心配をしながら、それでも一生懸命研究していただいているというふうに聞いています。

問題なのは、この学習指導要領に徳目という形で20ぐらいの項目があるわけですが、道徳的価値がありきということで、それが前面に出た上での、今回の学習指導要領の中身はその改定になっているので、その文章づらといいますか、それを第1番目にしていけば、子どもたちの本当の心や感性が動かないんじゃないかなという心配もされております。

こういうふうなことを言っておりますと、私どもが道徳教育を否定しているように誤解されてもらってはちょっと困るわけで、道徳というのはとても大切なことだと私自身も思っております。子どもに社会的な規範を身につけさせたいとか、思いやりの心を育てたいとかいう思いは共通だと思うんです。ここにいらっしゃるどの方にも。

そんな中で、突き詰めて道徳というのをシンプルに考えていけば、善悪の判断をつける、人間として大切な基本のところ呼びかけるというような教育が行われるべきだと思っています。

これは先ほど冒頭にも申しましたけれども、子どもだけではなくて、私たち大人にも求められることだと。現世の今の状況などを見ておきますと、そのことを痛切に感じるわけです。

有名企業のデータ改ざん、それから金銭にまつわる汚職や不正、先ほども相撲界のことを言いましたけれども、多発する暴力事件やいじめ事件や凄惨な殺人事件など、政治や経済の社会で野放しになっている、そんな状況の中で、小学校、中学校に教科としての道徳を今ぼんと、研究はされているとはいえ、押しつけても、健全な子どもの育成は社会全体で見えていかなくはないので、なかなか難しいのではないかと思います。

その善悪の判断ということなのですが、善悪の判断というのは日本の場合、戦前と戦後で大きく変換をしたというふうに私は思っています。戦前は大日本帝国憲法のもとに、天皇が主権者で国民はその家来、臣民であると。道徳自体も天皇が決めて臣民に与えるというものでありました。それが後で質問もいたしますけれども、教育勅語という形になっていたわけです。全ての道徳が、このときには天皇への奉仕に結びついて、それが悲惨な戦争への道を進ませる道具になってしまっていたということは残念なことです。

戦後は日本国憲法のもとに、国民一人ひとりが主権者である民主主義の社会となって、主権者にふさわしい市民道徳が必要とされて、その中に今、私たちや私たちの子どもたちはある、そのことを学ぶ、市民道徳を学ぶことはとても大切なことだと思っています。

道徳の教科化で、その研修や評価をしなければならないということで、今でも多忙をきわめる先生方が、時間的にも精神的にもストレスを増加させることになるということも、また一つの問題だと思っています。この先生方の疲労感であるとか、そういう厭世観の中では、もちろんよい道徳教育もできないというふうに思っています。善悪の判断の問題が価値観が変わったということと、それから先生方の状況ですね。

教科書検定などで明らかになったように、上から子ども、ひいてはその子どもだけじゃなくて国民を道徳で管理しようという国定道徳とまでは今言っ

ておりませんけれども、そのような流れになることが何か刻々とこれまでの流れの中で見えてきているというふうに思うんです。

憲法や子どもの権利条約などの学習やいじめや人間関係などのトラブルをみんなで解決していくクラス討論や学校行事などを通して、全ての授業や学校生活の中で教科と当てはめるだけじゃなくて、子どもを人間として大切に育てていく。知事も童話を書かれて、とても私は素敵な童話だというふうに拝見いたしましたけれども、そういうふうな親の心というか、社会の子どもに対する心、こういうのが市民道徳、そういう形で市民道徳の教育が進められてこそ、有意義な道徳の教科になっていくというふうに思っています。

例えば、我慢や目上の人を尊重ということは、それ自体についてはとても大切なことだと思います。

でも、今、ブラック企業に食べ物にされた若者の不幸の相談に我慢だけを言えば、自殺へとつながっているという事例が幾つも出てきています。我慢せずに働く人の権利を主張しましょうとか、目上の人にもおかしいことはおかしいと言いましょうという教育は、これはやっぱり道徳の延長なのではないかというふうに思います。

さて、その道徳教育と相まって論じられる、先ほども申しました戦前の教育勅語にかかわっては、知事に考え方を伺いしたいと思います。

安倍内閣は2017年3月31日に、当時民進党の初鹿明博議員の質問主意書への答弁書におきまして、憲法や教育基本法に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないという考えを示して、これを閣議決定してしまいました。前後して、教育勅語をめぐる閣僚の発言が続いたのは皆さん、御承知のとおりだと思います。

戦後、衆参両院が教育勅語の排除、失効を決議したときに、当時の森戸辰男文部大臣は、教育勅語は明治憲法を思想的背景としており、その基調において新憲法に合致しがたいと述べています。衆議院では、これらの勅語は根本的理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は明らかに基本的人権を損ない、かつ国際信義に対して疑点を残すものであるとし、

憲法98条に基づき効力を有しないと、全会一致で排除、失効が決定されました。

中曽根康弘内閣の1983年には、生徒に教育勅語を朗読させていた島根県の私立高校に中止を指導して、当時の初等中等教育局長は、教育活動の中で取り扱ってはならないと明言しています。

戦後の歴代政権と文部科学省は、教育勅語を教材として扱うことを完全に否定をしてきました。

しかし、今回、森友学園問題で表面化したように、幼稚園児に教育勅語を唱和させる教育を安倍総理夫妻は天まで持ち上げて、流れの中で今回の閣議決定となったようです。安倍政権の閣議決定には、全国紙は産経新聞を除き、全て批判の声を上げています。

教育勅語の内容は三つの部分からできており、一つ目は、天皇が国も道徳もつくった、天皇への忠誠こそ教育の基礎だ、二つ目は、いざとなれば天皇国家に身を捧げよ、親孝行など全ての徳目は天皇国家のためである、三つ目には、教育勅語の徳目は天皇の祖先たちの遺訓だからよくよく守るようにとのことです。

教育勅語は1890年に成立して、国民の上に君臨して子どもたちを教化し続けました。そうした教育でおびたしい命を奪った戦争に突き進んだことは自明のことです。この事実を忘れるわけにはいきません。戦前の教育の現場で、先輩教師たちは疑問を持ちながらも教育勅語で教育し、教え子を戦場に送ったことに言いようのない罪悪感を持ち、戦後苦しんだと聞きます。過去の道徳がまたぞろ息を吹き返すのかと、この道徳の教科化に当たって心配をするところです。

知事は、教育勅語の復活ともいうべきこの閣議決定についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 道徳科において教育勅語を教材として活用することについての見解ということであります。

今、議員からも御紹介いただきましたけれども、政府は平成29年3月31日に、現行の学校教育法上の学校において、教育勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切である、憲法や教育基本法等に反しないような適切な配慮のもとで取り扱うことまでは否定するものではない旨の答弁書を閣議決定しています。

教育勅語を活用する、しないというよりも、子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、友だちと互いに理解し、信頼し、助け合うこと、法や決まりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすことなどが大切なことであり、これらについて、学習指導要領に基づき、道徳の時間などで取り組んでももらいたいと考えています。

いずれにしても、道徳の教科化に備えて、教育委員会や学校が、どのような教材を使って指導計画を立て、どのような内容を子どもたちに伝えていくのかということをも十分研究し、実践してほしいと考えます。とりわけ、命を大切に教育については、子どもたちの心に響くよう、しっかり取り組んでほしいと考えます。

なお、県内で市町教育委員会等から事例として教育勅語の活用について情報提供を受けたことはありません。教育勅語に限らず、どんな内容であれ、その現場を信じて教育委員会や学校の皆さんがしっかりと道徳の時間が有効に使われるように取り組んでいただくことを期待したいと思います。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 少し安心をいたしました。教育勅語として使うということではなくて、親を大事にとか兄弟を大事にとかということについては、道徳の範囲でということの中で、有意義ないい教育が各現場で行われるように望んでいるというお答えだったと思います。

ただ、言われていることはよくわかりますけれども、その教育勅語はそのまま使わないということですから、それは認めさせていただいて理解をさせていただく中で、その12の徳目が教育勅語にあり、一つ一つの単語をとって

みれば、よいことが書いてあると評価される向きもありますけれども、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」、「夫婦相和シ朋友相信シ」ということは、全てこの教育勅語の場合には最後のところの、何か事が起こったらというそこへ集約されるということなので、それは使わないということで確認をいたしました。

それぞれは、先ほど知事が言われたように、親孝行を、夫婦仲よく、その言葉で、それが使われていくことを私も望んでいきたいと思います。歴史的に失効しているのが大前提のことですから、しっかりとそのことを教育委員会も認識をして、そんな質問とかそういう問い合わせはないということですので、現場で豊かな教育が行われることを望んでいきたいと思います。

市民道徳について10のことを私が思っておりますので、披露させていただきたいと思います。知事も言われたように、一つ目、人間の生命、互いの人格と権利を尊重し、みんなのことを考えるというのが道徳だと思います。二つ目として、真実と正義を愛する心と一切の暴力、嘘やごまかしを許さない勇気を持つこと。三つ目として、社会の生産を支える勤労の重要な意義を身につけ、勤労する人を尊敬するという気持ち。四つ目として、みんなの協力を大切にしながら、自分の責任は自分で果たす自立心を養うという力。五つ目、親、兄弟や友人、隣人への温かい愛情を育てること。六つ目、民主的市民生活に不可欠な公衆道徳を身につけること。七つ目、男女同権と両性の正しいモラルの基礎を理解すること。八つ目、次代を担う主権者としての自覚を高めること。九つ目、侵略戦争や暴力の讚美でなく、真の平和を愛好すること。10番目、最後として、他国を敵視したり、他民族を軽蔑するのではなくて、真の愛国心と諸民族友好の精神を培うといった国民が主人公、一人ひとりが尊重される人格の、それこそ先ほど言われました完成を目指した道徳教育が豊かに行われること、自由闊達に行われることを十分に配慮していただくことを望んで、次の質問へと移らせていただきます。

さて、次の質問は、来春誕生の四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科です。

(パネルを示す) これがそのパンフレットなんですけれども、これは写真



ではなくてパスです。なぜならば、もちろんこの校舎はまだ完成をされておられませんので、パスです。高校を卒業してから学ぶ2年間の課程ということで専攻科。

(パネルを示す)そして、これが中の一部です。こちらです。

特色として、ものづくりの基礎から生産設備の設計、開発などものづくりの専門分野の学習をする。二つ目として、機械と電気電子が複合したこれからの技術に対応したものづくりの創造、三つ目として、学校の授業だけでは知ることのできない生産技術を実践の場で学ぶ実学重視の学習、四つ目として、ものづくりに関する専門家を招いた授業により最新技術の産業の動向を学ぶ、五つ目として工業高校、つまり3年間の本科では学ぶことのできない生産技術と品質管理について学ぶ、六つ目として英字のマニュアルを理解したり英語によるプレゼンテーション能力の育成ということで、この六つの特色を出した専攻科ができます。四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ということになります。

ここに書いてあるんですけども、授業料が県立高校の授業料と同じ月額9900円ということなので、これは工業地帯と言われる三重県の北勢地域ですけれども、工業系の大学、専門学校がない中で、より技術と技能を勉強したい生徒たちにとって、大学や専門学校で多額の費用がかかることを思えば、地元で負担が少ない専攻科は歓迎されることだと私は思って、大変応援をしています。

かつて、20年ほど前にも専攻科設置を望む声がありましたけれども、それはずっと温存されてきたというか、置き去りにされてきたというふうに私は認識しています。それがやっと日の目を見たということですね。

ただ、余りにも急に進んだ中なので、教室や実習室となる校舎ですけれども、これの設計費が約3000万円、建設費が約4億2800万円に加え、備品等の整備が約2500万円となっているこの計画、今、実行してもらっていますが、この8月にやっと建設が始まったばかりで、完成は平成30年4月に間に合わないと聞いています。

また、教育行政の立場で大変な思いをして、今この準備を進めていただいているのだと思うんですけれども、現場の先生方には十分に内容が周知されていないようなことをちょっと伺いました。工業科の先生方をはじめ、四日市工業高校の教職員の力が大変必要だと思うんですけれども、教育現場の声が十分に取り入れられているのかなということも心配しております。

何と言っても、初年度がスタートします。スタートが肝心です。期待を持って進学してくる学生たちに十分な準備が要ると思います。4月からのスタートに当たって、ハード、ソフトの準備は大丈夫でしょうか。さらに、気になることは、特別選抜では県内工業高等学校卒業見込みの者となっておりますが、一般選抜で、高等学校卒業した者、あるいは卒業見込みの者ということで、工業科の課程を履修したということの限定をしております。機械や電気の実習を含む専門科目を履修していない者と、履修している者とが一緒に、さらなる技術学習をしていくということの中で、工業高校の学習の上に積み上げていくものだという認識をしておりましたけれども、このことは違うのでしょうか。ぜひともしっかりとしたスタートを切っていただけるようにと願いながら、今の状況を教えていただきたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 現在の四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科の準備状況と、それから工業学科以外からの入学についての御質問でございます。

平成30年4月に開設する四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科は、高度な技術と豊かな人間性を兼ね備えた、生産現場のリーダーとなる人材を育成することを狙いとしています。

4月の開設に向け、より実践的な学習を行えるよう、3DCADでの設計や工場の生産ラインの制御を学習する実習装置等の整備を進めています。

また、生徒が先進的な技術、それから知識を学ぶために本年4月から企業等を学校、それから教育委員会とともに訪問しまして、企業実習の受け入れ、授業への講師の派遣など、専攻科の教育活動への支援をお願いしています。

県内の大学に対しても、大学の講座の受講や教員の派遣などを依頼してお

り、10月には鈴鹿大学と高大連携に関する協定を締結したところであり、専攻科の生徒が海外での技術指導に対応できる高い語学力を身につけるために、来年4月から鈴鹿大学で英語の講座を受講することになっています。

専攻科棟の建築については来年6月末に完成する予定ですが、それまでの間は四日市工業高校内の教室での講義時間数を増やすなど、7月以降の実習が効果的に行えるよう教育課程を工夫してまいります。

それから、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科は、工業に関する高度な専門教育に興味を持っている生徒の学びの選択肢を拡大するために、工業学科以外からも入学者を受け入れることとしています。学力検査については物理や化学の知識を活用して解答する問題に、それから実技検査においては、ものづくりの発想を問う問題にしており、これらについては入試説明会等で丁寧に説明をしています。

入学後の専門科目の学習については、工業に関する基礎的な科目の履修から単位の修得を重ねる中で、工業学科以外から入学した生徒も高度な知識を習得できるように工夫しています。

また、放課後や長期休業中を利用して個別指導を行うことなどにより、工業に関する専門的な技能を身につけられるようにしていきます。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） スタートが本当に肝心だと思います。今、来年4月から6月の間は、校内のほかの空きの場所を使ってということも考えていらっしゃるということですが、なかなか実習室も満杯で、外を使うという話も出ているということです。

ぜひともしっかりしたスタートを切って、着実に生徒たちが力をつけて、それこそ地域産業の働き手以上の担い手となっていけるような創造的な仕事ができるように、充実した専攻科となりますようにと思います。

ただ、先ほども心配をしております普通科、工業以外の学科からの入学を受け入れた場合の工業学科で3年間実技指導は本当にしっかりやっていただいている、ギャップははるかにあると、物理、化学の知識だけでなく実技

などしっかりあるというふうには思っておりますので、そのギャップを正確に埋めていくということを努力していただかないといけないと思います。

企業、団体、大学に協働パートナーをお願いして、講師派遣や外部実習をお願いするという事は大切なことですが、しかし、学校側としてしっかりとした主体性を持って進めていくことなしには、これ青田刈りのような形を促進するようなことにはいけないので、このことを強く望みます。

安倍政権では、経済政策の2本柱、生産性革命、人づくり革命として、幼児期を含む全世代を対象にした財界奉仕型の人材育成を目指していて、12月上旬にも政策パッケージを閣議決定したいようです。そんな中で、大学や高等専門学校などに国の競争力を高める原動力ということで、産業界のニーズに合わせて大学のカリキュラムなど、あるいは高等専門学校のカリキュラムなどを見直すように求める動きがあります。財界が求める人材育成と技術開発の下請になるだけではだめだと思っています。協働パートナーという中には、よくよくバランスを考えて、専攻科の成功が専門学科を学ぶ高校生の明日を豊かにして、真に地域産業を元気にする、データ改ざんなどには屈しない、そんな子どもたちを養成していただきたいと思いつつ、応援をする意味を込めまして質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 22番 山内道明議員。

〔22番 山内道明議員登壇・拍手〕

○22番（山内道明） おはようございます。公明党、四日市市選出の山内道明でございます。

早速、質問に入らせていただきます。

一つ目の質問は、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちがともに学ぶインクルーシブ教育の推進につながる交流籍制度の導入についてです。初めに、交流籍制度とは、例えば導入をしている岐阜県を例にしますと、特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の

市町の小・中学校に副次的な籍、二重の籍という言い方がわかりやすいかもしれませんが、これを交流籍と呼んでいます。自治体によっては違う呼び名があるようですが、これにより直接的、間接的な交流を通じて、地域とのつながりを維持、継続する制度とされています。

障がいのある子どもは、地域との関係をより深めることができ、障がいのない子どもは心のバリアフリーを育むことにつながります。

岐阜県では、特に間接的な交流として、お互いの学校の学年だよりや行事案内の交換、手紙やビデオレター等の交換などでも積極的に交流が図られているようです。中には、居住地の学校に特別支援学校の児童・生徒の下足箱や机、椅子、ロッカーが用意され、双方の子どもたちが互いの存在を日常的に意識することに取り組んでいる学校もあるようです。

今回、この質問をするきっかけは、ある保護者の方から現在は地元の小学校に通っておりまして、中学校から特別支援学校を考えておりますが、重度の身体障がいのため、交流に少し不安を感じている、また特別支援学校となりますと、地元から離れてしまうので、地元地域から我が子を取り残されてしまわないか、将来、共生社会の輪の中に入っていくことができるだろうか、特に災害時には要支援者として援助が必要となった場合、適切な支援が届くのだろうかとの御相談を受けました。

東日本大震災の教訓を踏まえて、2013年の災害対策基本法の改正では、市町に要支援者の名簿作成が義務づけられており、その名簿には支援を必要とする理由が記載されることになっておりますが、日ごろのおつき合いによる顔と名前の一致が何より大事だと思います。避難所となり得る居住地の学校と、どうしても疎遠になりがちな特別支援学校の児童・生徒とその保護者の心配はよく理解できました。

少し周囲にヒアリングをしてみると、ここではその理由は差し控えさせていただきますが、そもそも交流を希望されない保護者もおられます。特に小学校から中学校へと学年が上がるごとに、交流を希望する生徒や保護者も減少する傾向にある状況がありました。

反面、地元、特に同級生に我が子の存在を知ってほしいとの思いから、小学校入学時に特別支援学校を勧められるも、少し頑張っで地元の学校に通学をして、中学校から特別支援学校というケースもありました。

私も過去に中学校から特別支援学校に移る児童が、地元の友達と離れ離れになるのが寂しいとの声を伺ったことがあります。

こういった状況を見ても、特別支援学校の生徒と居住地の学校における交流のあり方、方法については、本人、御家族の希望に応じて柔軟に、もっといろんな形、選択肢があることが望ましいと考えます。

そこで質問ですが、現状、三重県においても特別支援学校と居住地の学校において、共同学習をはじめ積極的に交流が進められている中ではございますが、その課題等も含め、交流籍について県教育委員会の考えをお聞かせください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 交流籍の導入など特別支援学校で学ぶ生徒と居住地の小・中学校の生徒との交流という御質問でございます。

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育を進める上で、交流及び共同学習はとても大切な機会です。

特別支援学校の子どもたちは、小・中学校との交流及び共同学習を通じて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てています。

本県では、特別支援学校に在籍する子どもたちが、居住している地域の小・中学校の子どもたちの中に入って授業や行事等に参加し、相互にふれあい、ともに学ぶことができる、居住地校との交流を積極的に進めています。

具体的には、リコーダーの発表会で一緒に演奏したり、学級通信や絵画、作文を交換したりする取組があり、参加者からは、近所で声をかけられる機会が増えたり、居住地校の卒業文集に作文を載せてもらったりして、うれしかったなどの声も聞いております。

また、居住地校との交流のほかに、特別支援学校と近隣の小・中学校が、

学年単位、学級単位で交流する学校間交流も実施しており、スポーツや芸術活動を通じた交流も進めております。

議員から岐阜県の事例を紹介いただきましたが、居住地校との交流を進めやすくする仕組みとして、全国の一部の自治体で、特別支援学校に籍を置きながら、居住地の小・中学校に交流籍を置く取組が実施されています。

これらの自治体からは、教室に机、椅子等を配置することで日常にお互いの存在を意識し、クラスの一員としての一体感につながったなどの声も聞いております。

また、現在は学校同士で行っている交流の様々な調整についても、市町教育委員会の理解と協力が得られることで、円滑に進めやすくなることから、交流を進める有効な手立ての一つであると考えられます。

県教育委員会としましては、交流及び共同学習を積極的に進めるため、引き続き、市町教育委員会に居住地校との交流や学校間交流における目的や意義などについて理解や協力を求めるとともに、好事例を共有したり、交流籍についての効果や課題を研究するなどして、内容の充実を図ってまいります。

〔22番 山内道明議員登壇〕

○22番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

確認させていただきましたら、三重県での交流はそれぞれの特別支援学校ごとに非常に活発に行われている現状もございました。実際に、交流籍という制度を導入する必要があるのか、そういったことを見きわめながらレベルアップをぜひとも図っていただきたい、こんなふうに思っています。

岐阜県でも当初は交流籍の制度は飛騨地域からモデル的に導入をして、1年後に全県下に制度拡充をしているということでございました。その中で特に手応えがあったこととして、本人、そして保護者の希望に応じて行うものであるんですけども、これまで交流に対して消極的であった保護者が前向きになってきたという実感があると、このように伺いました。

また県内におきましても、これは特別支援学校で特に医療的ケアが必要であったり、病弱なために通学できない生徒を訪問籍という形で籍を置きまし

て、クラス、グループの朝礼などで実際に名前を呼んで日常的にそういった子の存在をみんなで確認していると、そういった実態も確認をさせていただきましたので、引き続きしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

ある地元の特別支援学校の卒業生のお母さんからこんな声がありました。地元の小学校の同窓会にずっと呼んでもらっていると。その方は小学校は地元で、中学校から特別支援学校に移った方というふうに記憶しておりますが、毎年のように同窓会に呼んでいただいているということで、この同窓会が本人と家族にとって非常に幸せを実感できる場所であると、そういうふうなうれしそうに話をされておりました。

こういったケースはインクルーシブ教育の最も望ましい姿の一つではないでしょうか。

三重県のインクルーシブ教育がより柔軟で、一人でも多くの方から喜ばれるものとなりますよう、引き続き御尽力いただきますことをお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

それでは、次の質問は持続可能な社会づくりの担い手を育む、E S Dと三重県環境学習情報センターの機能発揮についてであります。

まず、こちらの資料をごらんください。（パネルを示す）

見たことがあるという方もいらっしゃると思いますが、国連加盟国が2016年から2030年末の達成を目指して取り組む持続可能な開発目標SDG s、サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズの略であります。これは誰一人取り残さないとの理念のもと、国際社会のパートナーシップにより実現を目指す17の目標、ゴールと169のターゲットから構成されております。

（パネルを示す）また、このようにそれぞれの目標は密接に関連しており、例えばこの資料は食品問題に関してのSDG sの相互関連をあらわしています。

2016年5月には日本政府においても持続可能な開発目標（SDG s）推進本部が設置され、同12月に策定したSDG sの実施指針には、2020年度から



の次期学習指導要領にSDGsの理念を反映することが決まっております。今年の7月、国連ではSDGsに関するフォーラムが開かれ、国際社会の取組も加速をしてきております。

先日マニラで開催されました日本、中国、韓国とアセアン地域による首脳会議においても、安倍首相はアセアン地域における持続可能な開発目標、SDGsの達成に向けて、環境や福祉の分野で協力していく方針を表明しております。

そしてSDGs全体を推進する上でESD、これはエデュケーション・フォー・サステイナブル・ディベロップメントの略ですが、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育が重要とされています。

(パネルを示す) ESDの大きな観点として、こちらは概念図になりますけれども、人格の発達や自立心、判断力、責任感などの人間性を育むこと、他人、社会、自然環境との関係性を認識し、かかわり、つながりを尊重できる個人を育むこととあり、この中で、持続可能な開発に関する価値観、体系的な思考力、コミュニケーション能力やリーダーシップ等を育むことが目的とされています。

少し前置きが長くなりましたけれども、三重県におけます地球温暖化対策推進の中で、環境問題解決への具体的な行動を実現する人材を育てるためには、子どもたちを含めた環境教育が必要であり、そのために来年度は三重県環境学習情報センターにおける講座において、ESDの取組を推進するとあります。

また、県立高等学校活性化計画において、地域で学び、地域を生かす教育の推進では、持続可能な社会づくりの担い手となる資質や能力を育成するために、環境問題など社会的な課題に関する講演会などを通じ、世界が直面している課題を自らの生活や地域と結び付けて考える機会を拡充するとあり、続いて昨年の教育警察常任委員会において、これは私のほうから要望させていただきましたけれども、三重県環境学習情報センター等の拠点施設を活用しながら環境教育に取り組むというふうにございます。

さらに、県教育委員会のみえの担い手育成推進事業においては、多様な主体が創るみえのキャリア教育推進事業の取組を見ますと、まさにE S Dの概念に近いものであると言えます。

そこで環境生活部長に今回質問でありますけれども、E S Dの推進において、三重県環境学習情報センターの機能を十分に発揮させ、県立高校、小・中学校の教育機関との連携、またはN P Oや企業等と連携し、つながりを広げ、つながりをつくっていくことが有効であり、重要であると考えますが、その取組についてお聞かせください。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） E S Dにつきまして、三重県環境学習情報センターにおける取組等、あるいは学校との連携等につきまして質問をいただきました。

三重県環境学習情報センターは、子どもから大人まで、県民に開かれた環境教育、学習、情報発信の拠点となる施設です。

センターでは、E S Dの視点も踏まえながら、子どもを対象とした基礎的な講座や環境学習指導者向けの専門的な環境講座を実施しており、さらには食品ロスや新エネルギー等のSDG sにつながる講座も新たに取組んでおるところでございます。

こうした講座以外にも、大気、水、ごみなど身近な環境問題から地球規模のものまでを取り上げた展示、あるいは夏のエコフェアをはじめとする環境イベント等を実施しているところでございます。

こうした事業につきましては、現在センターでは、E S Dの視点に合致するかどうか、そういったものを、今、確認作業をしております、今後の事業につなげていきたいというふうに取り組んでおるところでございます。

次に学校との連携でございます。

県教育委員会や市町教育委員会を直接訪問し、センターの活動をPRするとともに、情報誌環境学習みえ、あるいは環境講座の案内チラシといったものを県内全ての小・中・高等学校に配付するなど、情報発信を行っております。

ころでございます。

児童・生徒を対象とした環境講座は、センター内で行うだけではなく、学校や公民館等へ出前講座も実施しておりまして、そこでは座学のほかに、水質チェックやバードウォッチングなどの体験型の講座を地域住民や、あるいは野鳥の会などのNPO団体の協力を得ながら実施しておりまして、平成28年度は延べ124回の講座を開催し、延べ6308人の児童・生徒に参加をいただいたところでございます。

また、毎年、夏休みの期間に多数の企業やNPO団体等の協力を得ながら、夏のエコフェアを開催しておりまして、今年度は親子連れを中心に4555人の方に御来場いただきました。さらには、四日市農芸高等学校とメリノール学院高等学校の生徒にボランティアスタッフとしての協力もいただいたところでございます。

今後の取組といたしましては、三重中学校、三重高等学校とセンターが実施主体となった一般向けの環境講座の開催を予定しております。

また、今年度、新たに開催する冬のエコフェアでは、食と環境をテーマの一つとするなど、ESDの視点も踏まえた内容とするほか、中高生による環境活動の発表の場を設けることで、県内各地の中学校、高等学校との一層の連携を進めたいと考えているところでございます。

今後とも、小・中・高等学校や企業、NPO団体等、多様な主体との連携を深めることで、センターが環境教育の拠点としての機能を十分に発揮できるよう取り組んでまいります。

〔22番 山内道明議員登壇〕

**〇22番（山内道明）** 具体的な御答弁、大変ありがとうございました。

ESDは今後、環境生活部ににとどまらず、様々な部局でも横断的に取り組んでいただく必要が発生してくると思っておりますので、本日は共有させていただくことができたというふうに思っております。

また、三重県環境学習情報センターのセンター長とも意見交換をさせていただく中で、今後は南部地域にもしっかりと連携を深めていきたいというふ

うにおっしゃっておられました。

今回、質問させていただくに当たりまして、様々な関係機関の方々と意見交換させていただきましたが、皆さん共通していたことは、E S Dはつながりを発見できる、またつながりをつくっていきける手法であるとの認識でした。

(パネルを示す) こちらは、先日、私が参加をさせていただきましたグリーン連合が主催するイベントでございます。E S Dの考え方を導入し、北勢地域の六つの鉄道が抱える課題について、自然、食、エネルギー、暮らし、歴史といった観点で、様々な意見交換がなされておりました。ここには四日市大学の学生6名とともに、四日市南高校の生徒3名も校長先生とともに参加されておりました。

また、先ほど環境生活部長のほうから御答弁の中でも紹介がありました、冬のエコフェア2017。(パネルを示す)こちらがそのチラシでございますけれども、先ほどは夏のエコフェアのほうも御紹介いただいております。実行委員会として、三重県環境学習情報センター、また地元企業、大学が参加をして、高校生も実践研究発表で参加をしていくと、こういった取組でございます。

こういったところからも、E S Dの概念は既に形になってきている、こんなふうに思っております。

また、キャリア教育を推進していく上で、企業など外部とつながり、専門的な力を借りていくことが好ましいということ、また外部の人的な支援を得られることで、現場の教員の負担がかなり軽減できる現状もお伺いをさせていただきました。

その中で課題として、学校と外部をつないでくれるキャリアコーディネーターのような存在が必要であると。その中で、今回、この三重県環境学習情報センターのほうでは、様々な意識啓発のセミナー等に加え、教育委員会との連携においては学校と企業をつないでいくような役割もイメージをしておられました。

E S Dは現状のキャリア教育をさらに深化をさせ、自分で考え、自分で行

動し、失敗から立ち上がり、失敗から学ぶことができる、生きる力を養うことができるのが何よりの魅力であるとお話も教育現場の方から伺っております。

本年、環境省とも関係のある中部地方E S D活動支援センターが設立され、県内においても、地元の大学、N P O関係者を中心に、E S Dの視点で地域の課題解決の意識を持った熱意のある指導者、有識者などの人材が豊富な今、E S D推進のチャンスが来ているように感じております。今後の三重県環境学習情報センターの活躍に大いに期待をさせていただきまして、最後の質問にまいります。

最後の質問は、ダイバーシティ社会の実現に向けてL G B Tの理解促進に対する質問です。

L G B Tについては、人口全体の約7.6%と推計される中、まだまだその啓発や正しい理解が進んでいない現状があります。とりわけ多様な性のあり方として、性的指向と性の自認について正しく理解する必要があると思われま

す。性的指向とは、好きになる性、恋愛対象の性を言います。また、性の自認とは、自分の性をどう認識しているかを言います。

例えば、体は男性で、性的指向は女性、性の自認は女性の場合や、体は女性、性的指向も女性、性の自認は男性の場合もあり、このように多様な性が存在をしております。

これまで、稲森議員はじめ複数の議員がL G B Tに対しては、この議会で取り上げておられますが、公明党も国において、性的指向と性自認に関するプロジェクトチームを立ち上げ、L G B Tの人権を守るための法整備の必要性を訴えるとともに、超党派の議員連盟でも法整備への議論が進められてきているところであり、性別適合手術の保険適用化等については、日本形成外科学会や日本産科婦人科学会等も国へ要望しておりますが、昨日の新聞報道で来年度から新たに公的医療保険の適用対象となる方向で厚生労働省が検討に入ったとありまして、最新の情報では、厚生労働省はこの性別適合手術を

来年度から対象に含める方針を固めたというふうにも報道がございました。大変に大きな前進であり、当事者及びその家族にとっては大きな希望につながったというふうに思っております。

また、県内でも四日市市におきまして、伊賀市に続いて、平成28年6月の市議会でパートナーシップ条例の制定について質問がなされております。

このような中、学校での対策として、文部科学省では教職員向けの、（パネルを示す）これは抜粋ですが、こういったデータも資料の中には掲載されておりますが、こういった周知資料をもとに教育現場における理解の促進が、少しずつではありますが、行われております。

私が今回、質問させていただこうとしたのは、まさに教育現場からの声がかきかけであります。

一つには、公益財団法人三重子どもわかもの育成財団主催の中学生のメッセージ2017において、当日の発表者14名中、2名の生徒がLGBTをテーマにしたものでありました。少し確認をさせていただいたところ、このお二人は当事者ではなく、正しい認識を持ってLGBTへの理解と配慮が必要であることを主張されておりました。

LGBTについて、人それぞれに性の感じ方が違うだけ、LGBTは性のグラデーションだから、2色ではなく、これからはもっとカラフルになっていくんだと思う、さらには、もし自分の家族や友人がLGBTだと知ったら、かわりを絶ちますか、そんな人はいないでしょう。なぜならその人の長所を知っているからですとの主張は非常に心に響いてまいりました。それぞれ四日市市の中学3年生の主張でございました。

そして二つ目のきっかけは、私にとっても身近な高校3年生が当事者でありまして、直接相談をいただいたことです。特にLGBTの方の中には、心が病んでしまう人、自殺を考えてしまう人が多い、だからこそ、そういった皆さんへの相談体制、つながっていく環境が大事だと伺いました。

またもう一人、直接の御相談をいただきましたのは、当事者のお母さんでした。中学3年生のとき、本人よりカミングアウトを受け、これまで高校進

学など、一つ一つ乗り越えながら、大変に御苦勞をされておりました。経験してみないとわからないことが多く、日ごろ、連携している当事者家族の皆さんには、まだまだ有益な情報が不足しており、人知れず困難を抱え込んでしまっているケースが多いと、このように伺いました。

学校関係者の理解もあって、夏休みにLGBTに関する啓発講座を学校として開催していただいたおかげで、この2学期始業の際には、本人からみんなにカミングアウトできたこと、またその際にクラスのみならず温かく受け入れてもらったことに非常に感謝をされておりました。

今直面している課題としては、以前バイト先でカミングアウトできず、ストレスを感じて辞めざるを得なかった経験があり、社会に対して本人が直接感じた初めての壁だったということでありました。学校の中と外におけるLGBTに対する認識のギャップを非常に心配をされておられました。

そこで質問です。現在、全国に先駆けて、三重県ダイバーシティ推進方針（仮称）を年内にも策定予定と伺っておりますが、LGBTをはじめとする多様な人材の活躍についての考え方、そして学校から一歩外へ出た社会に対してのLGBTの啓発への取組についてお聞かせください。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

**○環境生活部長（井戸畑真之）** LGBTをはじめとする人材が活躍できるダイバーシティ社会に向けての県の取組につきまして、回答を申し上げたいと思います。

性的指向や性自認にかかわるLGBT等の性的少数者、いわゆる性的マイノリティを取り巻く状況につきましては、先ほど議員からも御紹介がございましたように、社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題が生じております。

また、性的マイノリティといっても、当事者の性的指向や性自認は人により様々で、性のあり方は多様でございます。

県としましては、まず、正しい知識がないことに起因する差別意識や誤解、

偏見をなくすための啓発等を推進することが重要であると考えておきまして、三重県人権施策基本方針等に基づき取組を進めているところでございます。

具体的には、7月に開催しました県民人権講座では、当事者の方から体験を通じた差別と偏見の現状について御講演いただきました。

また、県内の相談機関や行政の窓口で相談業務に携わる職員に対する研修等におきましても、テーマの一つに性的マイノリティの人権課題を取り上げ、問題解決に必要な知識の習得に取り組んでおります。加えて、当事者団体が主催する研修会やイベントへの参加を通じて、実情や課題の把握に努めるとともに、本年5月から県男女共同参画センターフレンテみえでは、LGBT電話相談を開設いたしまして、当事者だけでなく、周囲の方からの相談にも対応しているところでございます。

県では、誰もが一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、希望を持って挑戦し、参画、活躍できるダイバーシティ社会を目指す推進方針案を取りまとめたところでございます。ダイバーシティ社会の実現のためには、県民の皆さんのダイバーシティに対する理解や共感の輪が広がり、県民の行動につながるということが重要であると考えております。

次年度以降は、一人ひとりが違った個性を持つという人の多様性を尊重するダイバーシティの考え方の浸透などをあらゆる分野で図っていく中で、性的志向や性自認についても理解や共感が深まるよう、様々な主体と連携しつつ、啓発などの取組を進めてまいります。

〔22番 山内道明議員登壇〕

○22番（山内道明） 御答弁ありがとうございます。

先ほど紹介が環境生活部長のほうからございましたLGBT電話相談については、（パネルを示す）こちらがその案内チラシになっております。非常に大事なことでありますので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

社会におけるLGBTの理解促進について、とりわけ、先ほどあらゆる分野でという言葉がございましたけれども、職場における啓発、こちらは大変重要でございます。人知れずストレスを感じ、本当の理由を明かせないまま



離職せざるを得ないケースがあるというふうに伺っております。

一人ひとりが大切なダイバーシティ社会の人材です。

反面、明るい材料として、電通による直近の調査では、同性カップルを含めたあらゆる層を対象にした商品を提供するなど、LGBTに対して理解のある企業が一般的に好意的に受け入れられていることがわかりました。これも大事な社会の変化ではないでしょうか。

また、質問では触れませんでした、日本へ移住してきた外国人の同性カップルに対しての配慮も必要だというふうに思います。

また今回、複数の方から様々なお話を伺いました。カミングアウトするのは当事者本人の判断、意思によるものでございますけれども、カミングアウトできる環境を整えるのは、我々の側、社会の側の責任であるというふうに痛切に感じました。最悪の手段を選ばず、カミングアウトしてくれた我が子に感謝をしている、そういった保護者の方のお声も多く伺っております。

先日、国のほうでは、将来的に宮中晩さん会参加の国賓のパートナーが同性だった場合、日本の伝統には合わないと思う、こういった発言がございました。残念ではありますけれども、これをもってよいとか悪いとかということではなくて、こういった現状があるからこそ、正しい理解の促進が重要である、このように考えております。

正しい理解、そして価値の広がりダイバーシティの本質であることを確認させていただくとともに、多様な人材によって社会が支えられていることを最後に確認させていただきまして、質問を終わりたいというふうに思います。大変ありがとうございました（拍手）。

○議長（舟橋裕幸） 7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○7番（稲森稔尚） 皆さん、よろしくお願ひいたします。伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚と申します。

今日はひきこもり、それから高校中退者をはじめとして困難を抱えている若者の総合的な支援について伺っていきたく思いますので、よろしくお願

いたします。

社会や他者とのつながりを持つことに困難を抱え、将来を見通せない生きづらさを抱えている若者が存在しています。しかも、その実態は見えにくく、社会システムからも排除された状況が長期間継続し、もはや若者とは呼べない年代まで広がっていると言われていることを深刻に受けとめなければなりません。

また、労働力人口の減少や地域の担い手が減少する中、私たちの地域社会や地域経済にとっても、とてももったいないというふうに思います。福祉や教育、労働、医療や保健、そして県、市町、そしてNPOをはじめ、あらゆる社会資源が垣根を越えて全ての子どもから若者、中高年、そして高齢者に至るまで途切れることなく、生きづらさを支え、個人の尊厳を守り、県民一人ひとりが持つ力を発揮できる三重県を目指して、以下質問をしたいと思います。

内閣府は昨年9月、仕事や学校に行かずに6カ月以上にわたり、家族以外とほとんど交流せずに自宅にいる15歳から39歳のひきこもりの人が全国で54万1000人に上ると調査結果を発表いたしました。ひきこもりの期間は7年以上が約35%と最も多く、35歳以上が前回2010年の調査に比べて倍増するなど、長期化、高年齢化の傾向が顕著です。

三重県では、2013年に三重県こころの健康センター内に、ひきこもり地域支援センターを開設し、相談業務や個別支援、ひきこもり支援者のスキルアップなどの事業に取り組まれているというふうに伺っていますが、まず三重県におけるひきこもりの実態をどれぐらい把握していて、そのうち、どの程度、相談や支援の手が届いているのか、現状をお聞きしたいと思います。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

**○健康福祉部医療対策局長（松田克己）** ひきこもりの現状についての御質問でございます。

まず、ひきこもりの定義から御説明させていただきますけれども、ひきこもりとは、厚生労働省のひきこもりの評価・支援に関するガイドラインによ

りますと、様々な理由から、学校への登校、アルバイトや仕事などの外との交流を避け、原則的にはおおむね6カ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態とされております。

ひきこもりの状態は人さまざまでございまして、知的発達の遅れや偏り、精神疾患などの生物学的要因、不安や恐怖、自尊心の傷つき、心的外傷などの心理的要因、そして家族状況、友人関係、学校・職場状況などの社会的要因などの複数の要因が絡み合っただけで生じております。

先ほど議員から御紹介がありましたように、内閣府の推計数は54万1000人でございまして、本県の人口に換算して推計いたしますと、約7300人となります。

本県では、平成16年度から三重県こころの健康センターにおきまして、ひきこもりに関する相談支援や家族教室、家族のつどい、講演会、研修会の開催など、ひきこもりの方や家族等への支援を行ってまいりました。

さらに、平成25年度には、こころの健康センター内に三重県ひきこもり地域支援センターを設置いたしまして、これまでの活動に加えて、支援に携わる関係機関の連携強化を図るため、市町、教育、福祉等の支援者を対象にネットワーク会議を開催するなど、取組を充実させてきております。

具体的な取組といたしましては、ひきこもり専門相談は、このひきこもり地域支援センターだけではなくて、保健所、市町、障がい者相談支援センター、生活困窮者自立支援制度の相談機関等においても行っております。

これらの相談窓口の広報につきましては、こころの健康センターのホームページに掲載しているほか、保健所や市町において周知を行っているところでございます。

その相談実績でございますが、ひきこもり地域支援センターの平成28年度の相談件数は、電話相談が110件、来所相談が19件となっております。市町、保健所のほうの実績といたしましては、厚生労働省の地域保健・健康増進事業報告によりますと、27年度の相談件数は電話相談が計420件、来所相談が217件、訪問指導が163件となっております。

また、支援者の連携をより一層強化するため、行政、NPO法人、医療機関などの関係機関で構成いたします、ひきこもり支援ネットワーク会議を開催しておりますが、今年度は20機関から25名が参加し、会議においてそれぞれの支援状況を共有し、活動内容を理解することで、それぞれの得意とするところを活用し合うネットワークの構築が進んでいるところでございます。

また、保健所の連絡会議におきましても、ひきこもりをテーマとしたり、ひきこもりの方の支援についての検討会を開催するなど、地域でのネットワークづくりも進めているところでございます。

ひきこもりの支援におけます特徴というのは、家族支援の割合が非常に大きいこと、支援の期間が長期間に及ぶなどが上げられております。加えて、その要因が様々であるため、状況に応じて関係機関が連携し、継続して支援することが求められております。

〔「そんなこと聞いてません」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） また、ひきこもり相談支援には、情報収集やアセスメントが重要でありますことから、ひきこもり地域支援センターでは、地域での支援に活用していただくことを目的に平成27年3月に、ひきこもり相談支援マニュアルを作成し、ホームページでも公開しているところでございます。

〔「質問に答えてください」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） また、28年11月には、ひきこもり社会資源情報、これはひきこもりに関する相談支援機関の一覧表、ガイドブックのような内容でございますが、周知に努めているところでございます。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 今の質問は、ひきこもりという方がどれぐらいいて、どれぐらい支援の手が届いているかという端的な質問でした。

三重県のひきこもり支援の実態、今お聞かせいただきましたけれども、三重県にどれぐらいのひきこもりの方がいて、どれぐらい網羅できているとい

うことが全く見えてきませんでして、内閣府が行った調査も39歳まで長期化、高齢化しているという実態把握が極めて不十分だと思います。全国では21の都道府県が実態調査を行って、今後の広域的な実態把握や情報分析、そういった機能が求められているというふうに思いますが、県として市町や地域の民生委員等と連携するなどして、全県的な実態調査に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 現在、全県的な実態調査は予定しておりませんが、先ほど申し述べました、ひきこもり支援ネットワーク会議におきまして情報を共有する中で、県内の支援状況や相談の実態を把握しております。

その中で、支援に携わる関係機関におきまして、家族等を中心とした相談者に寄り添い、思いをしっかりと聞きながら継続した支援を行っていきたいと思います。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 県内で市町独自とか地域独自で実態調査、全数調査しているとか、そういう事例というのは把握しているのですか。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 把握しておりません。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） これだけ何かK P I とか言われて目標設定なりが求められる時代に、余りにもずさんだと思いますけれども、実態調査に取り組むべきだというふうに思いますし、市町から相談実績からいろんな世代別とか属性とかそういうデータを拾うことも十分可能だと思いますので、そういうことも含めてしっかりと実態調査を行うべきだと思いますが、いかがですか。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 先ほど説明いたしましたように、ひきこもり支援ネットワーク会議において関係機関が情報共有する中で、その状況なり、あるいはその成果につきましてしっかりと分析した上で、今後進めていきたいと考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

- 7番（稲森稔尚） より住民生活に近いところにある相談に応じている窓口から情報をどんどん集めてきて、県として実態把握していくということであるらしいですね。
- 健康福祉部医療対策局長（松田克己） そのような趣旨でお答えさせていただきました。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

- 7番（稲森稔尚） それでは、ひきこもり地域支援センターの今後の充実について伺っていきたいと思います。

県のひきこもり地域支援センターでは、冒頭申し上げたとおり、様々な事業に取り組んでおられますが、限られた人員体制の中で相談業務や個別支援に追われているということ、これは本当に頑張って取り組んでおられるということを見てまいりました。市町や地域の社会福祉協議会の皆さん、あるいは民生委員の皆さんにお聞きすると、県に期待する役割としては、先ほど言いました情報の分析とかも含めて、高い専門性を持って地域で行われている取組を補完していくということだと思います。

そこで、地域の保健所にひきこもり地域支援センターのサテライト機能を設けることや、まだまだ取組が遅れていて、温度差のある市町の相談体制を底上げさせるということが重要だと思います。地域で支援する側を支援するという県のひきこもり地域支援センターの体制強化と県民生活に近い保健所や市町でのひきこもり支援の体制整備について、どのようにお考えでしょうか。

- 健康福祉部医療対策局長（松田克己） 三重県こころの健康センター内に設置しました三重県ひきこもり地域支援センターは、精神科医でございます所長をはじめ、11名の職員で構成しております。

このひきこもり対策につきましては、精神保健福祉士、保健師など複数体制で相談に対応しておりますけれども、特にひきこもりが長期化し、暴力や自傷行為があるなど対応が困難な方については、精神科医を中心に対応方針

を決め、支援の充実を図っているところでございます。

ひきこもりは、さまざまな要因が絡み合って生じることから、個人により必要な対応が異なるために、支援を求める県民一人ひとりに丁寧に対応し、必要な支援につないでいくことが重要と考えておりまして、地域支援センターといたしましては、専門的な見地から総合的、専門的な相談窓口として市町、それから保健所、それぞれ支援相談機関として位置づけて公表しておりますので、そこと連携しながら取り組んでまいりたいと。

加えて、市町や支援に携わるこういった関係機関を対象としたスキルアップ研修もやっておりますので、引き続き、しっかりと体制を強化して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） それでは、その辺、よろしくお願いします。

次に、高校中退者支援についてお伺いをいたします。全国で高校を中退される方は5万人超というふうに使われています。一度、高校を中退しますと、学校との関係が途切れてしまい、福祉や就労、公的支援や社会システムとのつながりが極めて乏しくなり、その後の実態すら見えてこないというのが現状だと思います。

2011年に内閣府が実施した調査でも、高校中退者のおよそ1割強が学業にも仕事にもついていない、2割が高校を中退したことを後悔している、またおよそ7割が高卒資格が必要であると考えているということがわかっています。

その一方で、これからの人生、それから進路や生活、就労に不安を抱え、何らかの支援を希望しても必要な社会資源にアクセスできていないということももうかがえます。

そこで何点か伺いますが、県内の公立と私立も含む全ての高校中退者の数をどういうふうに把握をしているのでしょうか。また、高校中退に対する社会的リスク、そういうものをどのように認識して支援の必要性をお感じでしょ

うか、伺いたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 県内の国公立全を含めた中途退学者の数と中途退学に対する支援についての御質問でございました。

本県の国公立高等学校における中途退学者数は、平成26年度が918人、平成27年度が742人、平成28年度が730人で、毎年相当の人数となっております。

現在、各県立高等学校では、学校生活を継続できるように、悩みを持つ生徒には個別に相談する機会を設けたり、家庭訪問を行ったりしています。また、学習に不安を抱える生徒には補習を実施するなどしているところでございます。

生徒が中途退学をする際には、保護者も交えて退学を考えるに至った経緯とか、退学後の進路希望について聞き取っています。

その際、別の学校へ入学を希望する生徒には、中途退学者を受け入れている学校についての情報を提供して、大学進学等を考える生徒には、高等学校卒業程度認定試験についての情報を提供して進路相談を行っております。また、就職を希望する生徒には、ハローワークを紹介するなどしているところでございます。

さらに、進路が未定のまま退学する場合には、地域若者サポートステーションなど退学後も相談できる機関を紹介しているところでございます。

進路が未定のまま退学する生徒については、退学後も継続的な支援が受けられるようにしていかなければならないと、そのように考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） それでは、何点が御提案申し上げたいと思いますが、1点目は高校中退者のその後ということが見えてこないということで、その追跡調査を行うべきだと思います。そして、そのことを必要な支援につなげていく必要があります。東京都や埼玉県、群馬県などの取組も参考にしながら取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。



2点目、伺います。教育と福祉や就労や他の社会システムとの連携というのが必要不可欠です。若者の地域での就労支援といえば、地域若者サポートステーションという御紹介もありましたけれども、先ほど言った2011年の調査、古いデータなのですが、高校中退者のサポステの認知度というのが6%に過ぎません。国では高校中退者に対して訪問型の就労支援を行う高校中退者アウトリーチ支援事業を実施していますが、その大前提は高校中退者の個人情報事業を受託する地域若者サポートステーションとの間で情報共有をさせていくということが条件になっています。

昨年6月には厚生労働省と文部科学省も都道府県知事や教育長に対し重要な通知を出しています。高校中退者の情報共有を含めてサポステやハローワークとの連携強化を求めているほか、高校中退後も必要に応じて学校内で相談ができる配慮を行うということを求めています。来年度からは生活困窮者自立支援法の学習支援の対象が、中卒無業者や高校中退者にも拡大される方向です。将来の貧困を予防していくという観点からも、高校中退者の情報を就労支援や福祉部局と共有していくということが極めて重要だと考えます。そこで伺います。

この通知の趣旨を踏まえて県教育委員会として、高校中退者の情報を全ての高校中退者が抱えるリスクというものを取り除いて、その未来を守るためにこそ、有効に活用するための方策を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は高校中退時の情報提供です。先ほど申し上げたとおり、各種調査でも支援や情報が必要であると多くの高校中退者が感じているにもかかわらず、適切な機関にアクセスできていません。高校中退者向けに福祉や就労、高卒程度認定試験などの他の進路選択につながる情報を一まとめにして直接手渡すこと。ホームページの活用もあわせて取り組んでほしいです。

(パネルを示す)これが神奈川県教育委員会が出している、これは本当は両面あるんですけども、高校を中途退学したあなたへという一まとめにした情報です。これまで中退防止ということに力を入れていただいて、一定

成果が上がっているということも十分理解しますが、現実として、こういう中退している方がいて、困難を抱えているリスクがあるということも踏まえて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○教育長（廣田恵子） 追跡調査の件につきましては、東京都、埼玉県、群馬県というような先進的なところはされているというお話をいただきました。

現在、三重県のほうでは、その調査をやっておりますけれども、学校を卒業してからですので、そういった個人情報の取り扱いの観点もございまして、調査結果が今、どのように活用されているかなどについて、研究を進めて確認した上で考えたいというふうに考えております。

2点目の厚生労働省からの通知の件でございまして、先ほどとも同じようなことなんですけど、やっぱり個人情報の点がございまして、本人とか保護者に連絡先等の情報を言ってもいいかと確認した上で、地域若者サポートステーション等に、提供していきたいというふうに考えております。

3点目の中退した生徒へというようなリーフレットの紹介をいただきましたが、これにつきましては退学後の就職に関する相談の窓口でありますとか、あるいは学び直しの制度の情報というのは、ホームページ等で今後前向きにどうか、載せていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚）（パネルを示す）これが映写資料で、ちょっと細かくて申し訳ないんですけども、高知県の教育委員会が取り組んでいる仕組みです。

一番上に、教育委員会が要は情報の一元化ということをやって、サポステへつないでいるということなんですけれども、教育委員会が私立の高校も含めて情報を上げたり、中学校や市町の教育委員会ともうまく連携して、就労支援やほかの支援につなげていこうという仕組みなので、ぜひこういう仕組みも参考に。高知県へ1回行ってください。高知県へ教育委員会の皆さんでぜひ出かけて、先進事例を学んでいただきたいなというふうに思うんですが、

今おっしゃった答弁でしたら、個人情報の活用をどういうふうにしていったらいいという方策を検討していくということによろしいですか。前向きに活用していくということによろしいですか。

○**教育長（廣田恵子）** 厚生労働省からの通知もございますので、やはり本人とか保護者へ連絡先とかお名前とかそういうことを伝えていいですかというふうに、それを確認した上で組織として地域若者サポートステーション、あるいは福祉の関係機関に了解が得られたら伝えるということについては、していきたいというふうに考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○**7番（稲森稔尚）** はい、わかりました。その点については、そのようにしてほしいと思います。

それから、もう少し確認なんですけど、比較対象として公立学校、県立学校全日制の中退者数と私立高校の中退者数というのは、どういうふうになっていますか。私立のほうは多いと思うんですけども、その辺、現状、どうですか。

○**教育長（廣田恵子）** 現在は、先ほども申し上げましたように、国公立全部含めて、私立の子だから、あるいは県立の子だからということではなくて、全体の数字として先ほど申し上げましたので、私立の子が何人ということは、済みません、この手元の中ではお答えすることはできません。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○**7番（稲森稔尚）** 環境生活部、把握してますか。

○**環境生活部長（井戸畑真之）** ただいまちょっと数字を持ち合わせておりませんけれども、やはり退学する率は県立高校に比べて私立学校のほうが多いというふうに認識しております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○**7番（稲森稔尚）** （パネルを示す）この高知県も大きな教育大綱の中に困難を抱える子どもたちの対応というのをしっかり定めて、私学へも積極的に働きかけていったというふうに聞いていますので、その辺の働きかけとか

ういうふうに考えてますか。そういうところでぶつ切りになっちゃうと、事実上の結果として排除ということが生まれてしまうので、しっかり考えてほしいと思うんですけど、感想がありましたら。

○環境生活部長（井戸畑真之） 今後、教育委員会などとも情報共有しながら、この生徒の希望にかなうように、必要な情報が行き渡るような取組に努めてまいりたいと考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） ちょっと時間がなくなってきたんで、（パネルを示す）最後に子ども、若者を支援するためのネットワーク整備ということでお伺いしたいんですが、今、少子化対策課が主管になっていただいて、こういう協議会、福祉、教育、それから就労とか、いろんな雇用とかそういう連携をした協議会が立ち上がっていますが、これを本当に課題を集めて大変だ大変だと言っているだけの会議とか、年に1回とか2回とかそういう会議じゃなくて、やっぱり活性化をして集まった課題を解決していく会議にしていっていただきたいと思うんですけども、知事に最後御意見を伺いたいんですけども、本当に途切れることなく、ひきこもりの人も中退者もLGBTとか外国にルーツを持っている子たちもいろいろ困っていると。困難を抱えている、あるいは手のかかる子ども、肩たいて本当に励ましていけるような、そういう仕組みというのはスピード感持ってダイナミックに必要なやと思いますが、知事の決意を聞かせていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） まさに稲森議員おっしゃったとおりだと思いますし、今回はひきこもりの部分においても、中退者の部分においても他県の先進的な事例をたくさん教えていただきました。それをしっかり研究をさせていただいて、行政の都合でいろんな協議会とか何ちゃらネットワークとかがつながらなかったり、あるいは県と市町がつながらなかったり、それで若者に支援が届かないということがあってはなりませんので、今しっかりつなげて、他県のも研究しながら、困難を抱えた若者に寄り添っていけるように頑張っていきたいと思います。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） それでは、次の人事交流の質問に移りたいと思います。

今、お話ししたとおり、福祉においてもひきこもり支援においても、市町というのはすごい温度差がありますけど、市町というのは住民生活に近い分、動き出したら物すごいスピードが早くて、もう県より先に行くような先進事例とか住民ニーズに応じていくという場面が多々あるかと思うんですが、三重県の人事交流、市町への人事交流、市町から県へ行っている数に比べて県から市町へ行っている数というのはかなり少なく、減少しているというふうに思うんですけども、その促進というふうにぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 市町との人事交流でございますけども、県と市町双方の職員の資質向上を図り、地方行政の一層の緊密かつ能率的な運営に資する観点から、これは有効な手段であるというふうに考えております。そういったことからこれまでも取り組んでおるところなんですけども、今年度は昨年度より3名増の13名の職員を県から市町へ派遣しておるところでございます。

今後も引き続き人事交流に取り組んでいきたいと考えておりますけれども、一方で現在、三重県財政の健全化に向けた集中取組において、職員数の削減に取り組む中で人的資源も限られております。また、国体に向けた準備、運営体制の整備等、県政の諸課題に対応できる人員体制を確保していくことも考慮いたしますと、当面の間、人事交流を拡大していくことは、慎重に検討していく必要があるのではないかというふうに考えています。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） やっぱり幹部職員の皆さん、職場の先輩が市町へ行ったらおもしろいよというようなことを若手の職員の皆さんに伝えていただきたいと思いますと思うんですが、若いころ、市町へ行った経験のある方がどんど

ん、どういうそのときの行政経験が生きているかというふうに、恐れ入りますが、監査委員事務局長、何か。当時の行政経験が今にどういうふうに生きているか、感想だけ一言お願いしたいと思います。青山町に行かれたと聞いています。

○監査委員事務局長（水島 徹） 突然の御指名で驚いておりますけれども、確かに今も当時の青山町の役場の方とおつき合いもさせていただいておりますし、やはり県と市町では全然同じ地方自治体といっても住民の距離とか仕事も違いますので、やっぱり違う経験をするというのは大切なことかと思っておりますので、機会があればいろんな職員にも伝えていきたいと、このように思っております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） ありがとうございます。県と市町がやっぱりウイン・ウインの関係でともに高まり合っているようにお願いして一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 6番 倉本崇弘議員。

〔6番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○6番（倉本崇弘） 大志、桑名市・桑名郡選出の倉本崇弘です。議長のお許しをいただきましたので、早速、通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。

今回、3点質問を予定しておりまして、1点目が働き方改革、2点目が新規就農の課題について、そして3点目が学校給食についてという、こういった3点をお伺いしたいと思いますが、まず1点目の働き方改革についてお伺いをします。例として働き方改革を挙げていますが、この働き方改革を見ると、内容は今、特別委員会で議論をしてもらってますので、その議論に本格的なものは委ねたいと思いますが、市町との連携がなかなかとれていないのかなという、こういった気がします。

これは働き方改革に限ったことではなくて、新しい政策分野については同

じょうなことが言えるのではないかと。手探りでやっている部分があるので、これがなかなか連携がうまくいっていない部分があるのではないかという、そういった視点で質問をさせていただきたいと思います。

市町との連携が求められているということは当然のことではありますが、残念ながら現状としてはわかってはいるけれども、なかなか言うほど簡単にはできないというのが現実であろうと私も認識をしています。私は、働き方改革もその一つであると、このように認識をしているところであります。

この分野については、専門部署を立ち上げている県内の市町は桑名市だけということでありましたが、一つでもそういった市町があるということは、県としては県とは別の組織ですからというわけには当然のことながらいきません。

また、専門の部署こそ立ち上げていませんが、四日市市、松阪市でも市が主催をする働き方改革についての講演会、セミナーを開催するなど、市町としても大変関心の高い政策分野であると思っています。

こういった状況の中で、県がいち早く本格的な取組をしているということは、これは高く評価をするところではありますが、それと同時に市町の取組が時間差をおいて出てくるということは十分に想定をできることであります。

そこで県の役割としては、これは過去の議会答弁でもあるように、専門性、補完性、広域性、先進性、この四つであると私も認識をします。

この働き方改革は、まさに新たに注目をされている政策分野であるからこそ求められる専門性、そして小規模な市町では対応することがなかなか困難であるという点からの補完性、そして企業等を対象にすることが多いことから、市町をまたぐということが多く見られるという広域性、そして新たに注目された政策分野であるという点からの先進性という、こういった点でまさに県が担うべき政策分野であると、こういうふうに思っています。

しかし、先ほど申し上げた四つの条件を満たしていますが、そういった中でも、そういった政策分野であって、本来はどうか、県が主体的に担うべきであっても、そういった分野により積極的な市町が、体制は十分ではない

にせよ、取組を行うということは十分考えられることでありまして、そこにしっかりと対応しなければならないというのは当然のことです。

このことは机上の空論ではなくて、現実にも、働き方改革においては、そういった部署が立ち上がっている市町が存在しているわけです。特に長年蓄積のある政策分野については、長年の蓄積の中である程度市町との役割分担というものも明確になってくるわけでありまして、新しい政策分野については、県もある意味では取り組み出したばかりで、手探りの部分もあるわけでありまして、そういった部分に市町がより積極的にかかわってくるといことになると、そのときにどうしても重複部分が出てきてしまうと、こういったところに大きな課題があると思います。

私は、こういったことを解消する一つの方策として、二つのことが重要かなと思っていて、一つはしっかりと県が取り組む前に、県としてこういった形で取り組んでいきますよということ市町に対してしっかりと説明を事前にしていくということ、そしてどの程度の期間、新しい政策分野であると、最終的には市町に移管をしていくのか、委ねていくような形になってくると思いますので、どの程度の期間という目安を市町に伝えていくという、こういったことが重要かなという事前の取組が一つ重要だと思います。

そしてもう一つは、二つ目としては、実際に県が取り組んでいるときに、後追いのような形で市町もやっぱり自分たちも取り組みますよということであれば、そういった市町の取組と重複しないように、これはしっかりと調整をする必要があると思います。この点においては、先ほども申し上げた県の役割としては、補完性ということですから、市町でも取り組んでもらうということであれば、やや一歩引いたような形で支援をできる場所をしっかりと支援する、そして足らざるところを補っていくと、こういったことをしっかりとやっていかなければならないというふうに思います。

そこで、伺いをしたいんですが、働き方改革についての市町との連携についてのお考えをお示しいただければと思います。



〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 企業の働き方改革を進めるに当たって、市町との役割分担や連携が必要と考えるがどうかという御質問に対しまして、御答弁を申し上げたいと思います。

働く意欲のある全ての方が自らの能力を発揮し、生き生きと働き、活躍できる社会づくりが必要とされる中、企業においては、長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度の導入をはじめ、安定的な雇用の確保、若者の定着促進などを含めた幅広い働き方改革を進めることが急務となっております。

このような中、国においては、既に雇用環境改善のための企業助成金による支援などの取組を進めております。また、本年3月には、働く人の視点に立った働き方改革のための働き方改革実行計画を策定し、現在、関係法令等の整備が進められているところでございます。

本県では、地方創生の一環として、いち早く県内企業の働き方改革に注目してきた結果、これまで支援を行った企業の中から、求人に関するエントリーが5倍にアップした、時間外勤務時間を4割削減できた、離職率がゼロになったなどの成果が出ております。

こうした取組の成果がもととなり、企業が自発的に企業同士の情報交換会や経営者間の勉強会を開催するなど、民間主体の取組につながっており、全国からも注目を集めているところでございます。

県としましては、こうした全国的にも先導的な取組を企業と連携して啓発することで、広域的に広がっていくことを期待しているところでございます。

また一方、県内市町でも企業に対する働き方改革の推進に関して、様々な視点から取組が始まってございます。

先ほど議員からも御指摘がございましたように、桑名市においては、本年4月、働き方改革推進室を設置しまして、庁内及び市内企業における働き方改革の推進に取り組んでございます。また、松阪市では、本年7月に開設されました産業支援センターにおいて働き方改革実践セミナーを、四日市市で

は働き方改革の先進事例についてのシンポジウムを開催するなど、それぞれの地域のニーズに応じた取組が行われているところでございます。

このように、既に働き方改革に取り組んでいる市町に対しては、県の取組も紹介するなど、県と市町との役割分担を意識しながら連携を図っていきたいというふうに考えてございます。そのほか、企業の生産性向上や人材確保の促進、女性の活躍、次世代育成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進など、市町により様々な取組が進められておりまして、必要に応じてそれぞれと連携した取組を進めていきたいと考えております。

今後、国の動向や法整備等の状況も注視をいたしながら、県として働き方改革の先導的、広域的な役割を果たしつつ、各市町の担当部署の状況や取組内容を把握して、情報共有、連携を図り取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございました。

少し実際にどういった事例というか、どういった要望があるかということになると、企業において桑名市から訪問を受けたということになると、一部の企業だと、県からも働き方改革、三重県、しっかり取り組んでいきますので、また協力してくださいよという声かけがあると。一方で桑名市などが訪問をしてくると、窓口としては基本的には県なんだろうが、市に行ってもいいのかなとか、こういった混乱というほどではないにせよ、若干戸惑いを持たれると、こういったケースがあります。こういったところは十分、今後整理をされていくというふうに、先ほどの答弁の文脈をとると、そのようにもとれるんですが、そういうふうに理解をしてよろしいでしょうか。お答えをいただければと思います。

○雇用経済部長（村上 亘） 県内全域に広がっていくことが肝要かというふうに思っておりますので、しっかりと市町とは連携を進めていきたいというふうに考えてございます。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ありがとうございます。各企業が混乱をしないように、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に新規就農の課題についてお伺いをしたいと思います。

まさに、この新規就農を促すことというのは、強い農業をつくっていくことにつながると私も認識をしておりますし、この点については異論のないところだと思います。

しかし、この強い農業という言葉が出てきたのは、ここ5年、10年という期間で、特に多用されるようになってきたのは、ここ5年、10年ではないかと、こういうふうに認識をしています。

ただ、私がちょっと確認をしたところ、県議会の会議録などを検索してみると、平成4年ぐらいからこの強い農業という言葉が出てきます。平成4年ということですから25年前ということになります。このころから強い農業をつくろうと、こういった意気込みで取り組んでいるわけですが、現実にはなかなかその取組は進んでこないというのが、これが現実のことでありまして、まだまだ課題が多く積み残っていると、こういったことだろうと思います。

では、一体何が足りないのかということ、私は他業種と比較をして、一つは経営的な視点がやや弱いということだろうと思います。これはみえ農業版MBAの取組だと、こういったところでしっかりと穴埋めをしてもらおうと、こういった取組をしてもらっているところは、これは高く評価をするところですが、もう一つ足りない点は新規参入ではないかと思えます。

この新規参入、大きな課題ではありますが、農地法の改正などもあり、今まではほぼ完全に閉ざされていたものが、やや門戸が開かれてきたようにも思えます。

しかし一方で、より多くの資金を要する農業の場合は、若い世代の人たちがなかなか新規参入をしていくというのは難しく、競争原理がいま一つ働いていないというのが、これが現実ではないかというふうに思っています。

現在の制度を見てみると、新規就農の場合は一定の年数、最低限度の所得

補償をする制度があります。これは所得を補償することであって、事業を展開することに十分な資金が確保できているということにはイコールではないということ、まず申し上げたいと思います。

当然、農業をするためには農機具等々の購入をしなければなりません。露地で行うか、施設でやるのか、何をつくるのか、一体どういった規模でやるのかによって、当然投資額というのは変わってくるわけですが、この投資の部分については現行の制度でいくと、金融機関に委ねられており、厳しい審査を受けてもらっています。この厳しい審査を受けるということは、先ほど申し上げましたような、経営的な視点をしっかりと持ってもらうという点では、このプロセスをとるということは大変重要なことであると思いますが、ただ何をつくるか、どこでつくるか、どのような作り方をするかとか、採算がとれる規模というのは、つくる農産物によって、作り方によって当然変わってきますし、そうなると初期の投資額というのも大きく変わってくる。何千万円単位で私は変わってくると思いますが、それだけの差があるということだろうと思います。

一口に農業といっても多様な農業があるわけでありますから、金融機関的な視点でいくと、回収見込みがどうであるかといった視点で規模感をできるだけ小さく最初はスタートをさせて、徐々に大きくしていきたくさいよと言われても、ものによっては最初からある程度の規模を確保しておかなければ採算が合わないであるとか、こういった課題もあると私は認識をしていますが、そこでお伺いをします。新規就農の課題について県としての考え方を示しをいただければと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、新規就農の課題ということで、特に事業を開始していくということで、どのような支援をしていくのかということで、代表的な例としては施設農業を始める場合ということ、を例といたしまして、御答弁を申し上げたいと思います。

本県における新規就農者は平成22年度以降増加傾向にありまして、近年で

は毎年130名ほどとなっております。このうち、ハウスや温室などの施設を取得しまして、トマト、イチゴなどの生産を始めた就農者も、平均すると年3名から4名ほどというふうになっておるところでございます。

こうした施設農業を始める就農者におきましては、栽培技術や施設管理に関するノウハウの取得に加えまして、経営管理能力などを備えることが重要であるというふうに考えております。

このため、県では農業改良普及センターが中心となりまして、就農前から本人が目指す施設農業の経営に必要な知識や技能等の習得が十分に図られるよう、本人の目指す経営の方向に沿った施設農業を行う就農サポートリーダーなどとの研修受け入れのマッチング、また研修経費や生活資金などにも活用できる準備型の農業次世代人材投資資金の交付に取り組むとともに、就農に際し必要となる施設、機械の導入に向けましては、就農後の事業計画や金融機関と連携した、無利子の青年等就農資金の活用に向けた資金計画などの策定支援に取り組んでいるというところでございます。

また、就農後におきましても、早期に経営が安定するよう、定期的な訪問などによる技術や経営、販売面などにおけるフォローアップや市町と連携した就農初期の所得の不足を補える経営開始型の農業次世代人材投資資金の交付などに取り組んでいるというところでございます。

施設農業を新たに開始する就農者に対しましては、このように今後も引き続き農業改良普及センターが中心となりまして、金融機関、また市町などもしっかりと連携をしながら、きめ細かな支援に取り組みまして、経営の早期安定、地域への定着を図ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございました。

一生懸命取り組んでもらっているということはよく理解をしていますし、制度として大きなここに穴があるんじゃないかというつもりはありません。制度としては十分整っていると思うんですが、ただ、つくる農産物によっ

て、先ほど施設農業について中心に御答弁をいただきましたが、施設農業と露地でやる場合とでは当然投資額も違うわけですし、ビジネスモデルそのものが違うと思います。

最終的に重要なのは、事業を実施できる資金を確保できるかどうかというところがポイントでありまして、その最終のハードルが金融機関に委ねられているというのが現状であります。確かに金融機関に委ねて厳しく審査をしてもらうという、この手続は重要だと思います。

一方で、金融機関でそういった部門があるにせよ、やはり農業というのも近年はかなり近代化というか、いろいろな多様な農業が出てきていますので、そういった情報提供をするであるとか、こういった形でやっていくと、比較的うまく経営軌道に乗りますよとか、そういったモデル的なものをつくっておかなければ、なかなか審査をするにしても規模感が小さければオーケーですよと、余り大きな規模でいうと、それはとても回収見込みがないので無理ですよとか、ある程度規模感を大きくしようと思うと、バックに大きな資本力のあるところがついているところは認められるけれども、個人で頑張っていこうという人たちが排除されてしまうということが十分起こり得ると思います。

そこで、私としては、一つモデルのようなものをしっかりして、県として示していながら、金融機関などと連携をしながらしっかりと自立できる事業計画を立てられた方にしっかりと融資をして、そして新規参入をしてもらうような形で誘導をしていく必要があるかなと思うんですが、そのあたりの考え方についてお示しをいただければと思います。

○農林水産部長（岡村昌和） 経営モデルということでございます。

経営モデルにつきましては、県では現在、法律に基づきまして20タイプの目標とすべき農業経営のモデルを設定しておりまして、これは露地でありますとか、施設農業といったことを合わせて20タイプを設定しております。

このうち、施設農業につきましては、トマト、イチゴの2品目と施設花卉としてバラ、鉢物、洋ランの3品目で、家族労働を中心とした経営モデルを

設定しているというところでございます。

しかしながら、先ほど来から御指摘いただいております、雇用を伴うような大規模施設農業については、初期投資が多額であるということでありまして、あるいは販路の確保、栽培のオペレーション、従事者のマネジメントといった高度な能力が必要になってくるということもありまして、個々が目指す農業経営の方向や投入できる経営資源等の状況を踏まえながら、モデルというものをつくらずに、個別に参入者への対応を行ってきているというふうな状況にあります。

ということでございますので、今後の課題として、大規模施設農業への参入動向を踏まえつつ、そういった方にも参考とできるように大規模施設農業の経営モデルの設定についても検討を進めていきたいというふうに考えております。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ぜひお願いをしたいと思います。

特に、個人ですとか、あるいは新規で少人数の規模で立ち上げを行おうとすると、融資を受けるというのが必須条件になると思いますので、そういった方をできるだけ排除せずに、もちろんなかなかこの事業計画では厳しいですよというところまで認めるわけにはいきませんが、ただしっかりと事業計画を精査をした上で、できるだけそういう方にも新規の参入をしてもらえようような環境をつくって、必ずしも大きな資本がなくても展開できるという、多様な方が農業の現場に参入してもらおうということが、これがまさに競争力を強化していく大きな原動力になると私も思いますので、ぜひよろしくお伺いをしたいと思います。

では、最後に学校給食についてお伺いをしたいと思います。

この学校給食、今回は米飯と牛乳の組み合わせということについてお伺いをしたいと思いますのですが、これは物すごく大きな声ではないのですが、保護者、御両親の方々から御意見を聞いていると、やはりこの組み合わせを何とかしてもらえないかということをよく耳にいたします。

これはやはり食べ合わせというものもありますし、学校給食では提供しているけれども、普通、一般の御家庭で多くの方が食べられる組み合わせではないというふうに私も思います。

基本的には、これは学校給食のことですから、市町の教育委員会で御判断をいただくべき話であろうと思いますが、私が聞いたところ、一部市町の教育委員会では、この組み合わせ何とかならないかという具体的な検討を実際に行ったんだけど現状厳しいという、こういった判断になったというふうにお聞きをいたしました。

その問題が一体どこが問題かという、まずは学校給食法の学校給食実施基準というものに定められている栄養量の確保が牛乳を外すと難しくなるという点と、もう一つは完全給食という規定があるのですが、この完全給食というのは、牛乳を外すと完全給食ではなくなってしまうということであります。この完全給食でなくなると、学校給食の実施状況というのを国が調査をしていると思いますが、この調査の中から完全給食でなくなると、カウントをされなくなってくると。この完全給食というのは、先ほども少し申し上げましたが、御飯とかパンの主食と、おかず、そして牛乳、こういった組み合わせになっているという、ここが大きな課題であって、なかなか進まないということであります。

先ほども少し申し上げましたが、なかなかこの課題というのは市町の教育委員会の中で解決できる問題ではないと私は思っておりまして、県としても一定いろんな情報提供をするであるとか、勉強会を開催するであるとか少し関与してもらったほうがいいのかと思います。

そこで、学校給食における県の考え方、そしてかわり方についてお伺いをしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 学校給食に関する県の考え方の質問でございます。

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進や体位の向上を図るものです。また、子どものうち



に健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となります。学校給食は学校給食法施行規則において、先ほど一部議員から御紹介もいただきましたが、主食、おかず、ミルクがそろった完全給食、おかず、ミルクの補食給食、ミルクのみのミルク給食の三つの区分が示されておりまして、いずれにもミルクが入っております。

牛乳は、日ごろの食事でも不足しがちなカルシウムを多くとれる食品であることから、給食において提供することとされ、成長期の子どものに必要なカルシウムを補完しています。

かつて、給食で牛乳を出すことをやめる取組を試行的に行った自治体においても、必要な栄養素の摂取、それから給食の献立面など、多面的に検討した結果、牛乳が提供されております。

県教育委員会としましては、今後も魅力ある給食が提供されるとともに、子どもたちが給食を楽しく、おいしく食べることができるよう、給食時における牛乳のとり方など、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫について、市町教育委員会の情報交換の場を設けるなどして支援をしております。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

基本的には市町で取り組んでもらう課題ではありますが、この質問をさせていただいたのは、市町の教育委員会の中では課題としては一定上がってはくるんだけど、なかなか現実には解決まで行かないであるとか、具体的な動きに行かないという、そういった課題でありますし、法律がかかわっているものですから、なかなか単独の市町の教育委員会だけで御判断をいただくのは厳しいのかなというふうに思いましたので、県としてもぜひ少しかかりを持っていただいて、より魅力のある給食にさせていただきますようお願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時1分開議

## 開 議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続いたします。8番 野村保夫議員。

〔8番 野村保夫議員登壇・拍手〕

○8番（野村保夫） 議席番号8番、会派青峰、海女と真珠のふるさと鳥羽市から選出の野村保夫でございます。4月に当選させていただいてから初めて一般質問をさせていただきます。先ほどから心臓がバクバクと音をたてており、顔が紅潮してくるのがよくわかります。しっかりさせていただきます。

先ほど海女と真珠のふるさとと紹介させていただきましたが、今日もこのように真珠のネクタイピンとアクセサリーを身につけて登壇しています。

これは鳥羽市議会が6月議会を真珠議会と銘打って、6月議会には議場の全員が真珠製品を必ず身につけて会議をするということと、それから視察などで他市へ出向くときには、必ず真珠製品などを身につけ他市へアピールしようということを心がけていますので、今日もそのようにさせていただきます。

そして、近ごろでは全国で一番海女の多い町として売り出しており、自然と共生できるなりわいの象徴として、鳥羽市議会も今年、鳥羽市海女のまち条例を制定し、行政、市議会が一丸となって海女さんを前面に出してPRしております。

そのことで、これからも海女と真珠のふるさとの県議会議員として、鳥羽市と同じように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今、鳥羽市なんですけども、市と申しまして人口が2万人を切ってしまいました。どこの地域でも同じような課題だと思うんですけども、少子高齢化による若者不足、嫁不足、後継者不足が課題になっています。今回は、そんな現状に少しでも歯どめができればという思いで、地域に密着した質問をさせていただきたいと思ひますので、大きなことはできませんけども、小さなことからコツコツとさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、質問に入らせていただきます。

私たちの住んでいる町のごみ集積場は海岸の近くにあり、ごみを出しに行くには必ず海岸の横を通らなくてはなりません。波の大きい日、波の小さい日はありますが、ごみの寄っていない日はありません。台風するときなどは海岸道路まで海草まじりのごみが波によって打ち上げられ散乱していますし、海岸近くで祭りをするにも、まず海岸の清掃から始まります。

漂着ごみの中身は海草の切れ端や流木、空き缶、ペットボトル、ナイロンやビニール製品など様々なものが流れ着きます。日本中の海岸線にある集落は全てこのような状態であると思ひますし、まして日本海側では日本語で書かれていないごみも漂着するとのこと。

今回は鳥羽市のごみについて質問させていただきます。

鳥羽市は皆さん御存じのとおり、伊勢湾口に位置し、答志島、菅島、神島、坂手島の有人離島を4島有しています。伊勢湾口に位置しているということは、伊勢湾の奥から出てくるもの全て受けてしまうところに位置しているとも言えます。ごみもそのとおりであり、日常的にごみも漂着するのですが、特に秋から冬にかけて西風が吹いたときには多くのごみが寄ってくる状況にあります。

答志島の中でも桃取町は答志島の西側に港や海岸があり、特にごみが漂着することで、三重県でも22世紀奈佐の浜プロジェクトとしてボランティアの

方などに協力してもらい、漂着ごみの処理に当たってもらっています。

しかし、さきの台風第21号及び第22号の豪雨によって多くのごみが伊勢湾に流れ出し、吹き返しの西風によって大量のごみが桃取町に漂着し、船を出すこともできないため、オイルフェンスなどを利用してのごみの囲い込み処理に二、三日かかっている状態でした。

これから取りかかろうとしているクロノリの養殖にも影響が出てくると言っていました。

私が訪れたときには、港湾のごみは鳥羽市からの依頼で撤去作業中でしたが、海岸にはまだまだごみが1メートル近く堆積した状態で残っており、海岸の上部にあるごみはとりあえずそのままにして、水辺にあるごみが再度流れ出してノリ網に付着するなど影響すると思うので、まずそれだけ撤去しようと考えていると漁業協同組合の方は言っていました。

(パネルを示す) これがそのときのごみの現状です。このように海岸に流木だけでなく、プラスチックごみや、様々なごみが流れ着いているのがよくわかると思います。これが奈佐の浜のごみの現状であります。

その後、伊勢市の漁業協同組合長から連絡がありまして、伊勢市の宮川河口部に多くの流木や雑草が漂着しており、今後の大潮のときや大雨には再度流れ出すので、二見町あたりでもノリ網を張るのにちゅうちょしている、何とかできないかとのことでした。調査のため、明和町の大淀海岸から伊勢市村松町、有滝町、そして御菌町、大湊町と車を走らせて見てきたところ、御菌町から大湊町の宮川右岸に大量のごみが残っているのが見受けられました。

(パネルを示す) これが宮川の右岸にあったごみの状況です。これはまだ宮川の御菌町の前なんですけども、大湊町のあたりには、これよりももっとすごいごみが1キロメートルぐらい横たわっていました。そのことも確認してきました。

早速、農林水産部の方に連絡をして、河川管理者の国土交通省、三重河川国道事務所に連絡はしてもらっていますが、まだまだ宮川上流だけでなく他の河川にもこういった漂流ごみの予備軍が大量にあることが容易に予測がで

きます。この予備軍たちが次の台風や大雨によって流れ出して、いずれは二見町や答志島に流れ着く可能性が高いことも簡単に予測ができることだと思います。

海岸漂着ごみについては、日本海側では伊勢志摩サミットの警備に来ていた新潟県警の警察官が中国や韓国などの大陸からのごみの漂着が多いと言っておりました。先ほどのニュースでも、人が乗ったまま船が流れ着くようなこともあるかと思えますけども、そういうことも報道されております。

また、太平洋側ではほとんどが日本製のごみですが、たまに英語で書かれた文字入りのごみもまじってくることもあります。

しかし、答志島に漂着するごみについては、伊勢湾内で発生したごみが漂流、漂着しているものと推定されます。川と同じで川上から出たごみが河口付近に堆積するのと同じように、湾でも湾の奥から出たゴミが湾の入り口に集まり堆積します。

これまでも三重県を中心に伊勢湾を囲む愛知県、岐阜県、名古屋市の3県1市で、漂着ごみについて取り組んでいただいておりますけども、今回のような台風に伴う漂着ごみだけでなく、日常に発生する漂着ごみについても取り組んでいく必要があると思っています。

それで、これまでの取組の成果と取り組んだ中で課題があったら答弁をお願いします。課題がなければよろしいです。お願いします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 海岸漂着ごみ対策のこれまでの取組の成果と課題について御質問いただきました。

本県では、美しい海岸の景観や自然環境を守る上で問題となっている海岸漂着物の対策について、平成24年3月に策定しました三重県海岸漂着物対策推進計画に基づき取り組んでいるところでございます。

対策を進めていくに当たっては、伊勢湾流域圏全体で対応することが重要であるとの考えから、平成24年1月開催の東海3県1市の知事市長会議において、本県知事から3県1市で連携することを提案し、御賛同をいただき、

伊勢湾沿岸の漂着ごみ問題の解決に向けて、様々な取組を進めております。

主な活動としては、定期的な会議や現地研修会の開催による各縣市担当者間の意見交換を行うとともに、普及啓発物品の協同作成、配布や国への提言、提案活動を行っております。

海岸漂着物問題を伊勢湾流域圏の皆さんに知っていただき、一人ひとりができることから取り組んでいただくため、本県では、毎年、発生抑制のための普及啓発等を行っています。

これまでに実施してきた主なものとして、海岸漂着物のモニタリング調査、あるいは啓発DVDの作成、配布、映画館でのCM、いわゆるシネアドの上映などがございます。例えば、シネアドでは、平成26年度から28年度までの3カ年で、東海3県の映画館において225万人の皆さんにごらんいただきました。

また、平成28年10月には、第14回海ごみサミット2016三重会議を伊勢市及び鳥羽市において開催をいたしまして、日本を含む7カ国から延べ600名の皆さんに参加をいただき、アジア太平洋地域の連携を含めた鳥羽アピールが採択され、今後も多様な主体が連携して取組を進めていくことを確認したところです。

また、海岸漂着物の被害が集中する鳥羽市答志島の現状を知った東海3県の環境活動団体の皆さんが中心となり、先ほど議員から紹介がございましたけれども、平成24年4月に22世紀奈佐の浜プロジェクトを立ち上げ、答志島での海岸清掃や伊勢湾流域圏の各地の現状を学ぶ活動を積極的に行うなど、地域住民、企業、行政などと連携した協創の取組が進んでおります。

海岸漂着物には、自然由来の流木のほか、私たちの日常生活から発生するごみも多く含まれることから、上流域から下流域に至る住民一人ひとりが当事者意識を持ち、発生抑制のための行動につなげていくことが必要です。

しかし、平成28年度のシネアド上映の際に行ったアンケートによりますと、海のごみ問題について関心を持った人は多かったものの、各地で行われております清掃活動ボランティアに活動したことのある人は少ないというような

結果が得られております。

知ってはいるものの、次の行動につなげていくということは非常に大事な  
なと考えておりますので、そういった普及啓発に取り組むことの必要性を感じ  
ているところでございます。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。

県の皆さんの力によって排出抑制に向けた啓発活動や、県内県外の皆さん  
に実際に答志島に行っていただいております。清掃活動のボランティアに参加  
してもらっておりますこと、大変ありがたく感謝申し上げます。

そして、残念なのがやっぱりシネアドのアンケート結果ということで、来  
てもらって実際参加すると、もっともっと啓発ができるのかなというふうに  
思います。

今後たくさんの人に排出抑制のための啓発運動をすることや、ボラン  
ティアの拡大など、息の長い活動が必要とのこと。しかし、このような  
活動には終わりが無いものと思っています。木曾三川のような大きな川から、  
都市部にある小さな川、そしてその川に流れ込む下水路といいますか、側溝  
までごみを出さないようにしないと、川下といいますか、湾口にあるところ  
へはどんどん流れ着いてくるように思います。本当に息の長い活動や取組  
が必要と思いますので、取組を今までもしてもらってもこのように流れてき  
ますので、今後もどのように続けていくのか、そのあたりをお聞かせくだ  
さい。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 海岸漂着ごみ対策の今後の取組ということで  
ございますけれども、先ほど課題として申し上げました環境保全活動へ参加  
を促していくということが非常に大事だと思っております。

本県では、平成20年度から伊勢湾流域圏の広域連携を目的として、各地で  
実施されています海岸や河川等の清掃活動に関する情報を取りまとめ、東海  
3県の流域圏の皆さんに広く周知を図り、多くの皆さんの参加を呼びかけて

いくような伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦を実施しております。平成28年度は、東海3県で69団体、延べ15万人の皆さんに参加をいただいております、引き続き、3県1市の連携によりこの活動を展開してまいります。

また、今年度も、海岸漂着物の実態把握を目的としたモニタリング調査を実施するとともに、東海3県のFMラジオを活用した広報活動とシンポジウムの開催を組み合わせた啓発キャンペーンCLEAN UP ISEWANを展開しております。

先ほど議員言われましたように、海岸漂着物に関する課題解決に向けては、抜本的な対策は非常に難しく、息の長い取組が必要でございます。

今後も、海岸漂着物の効果的な発生抑制対策を検討するための調査、研究や、上流域から下流域に至る伊勢湾流域圏の皆さんに少しでも海岸漂着物問題を知っていただき、次の行動に結びつけていただけるような普及啓発を展開するとともに、広域的な取組に対する支援策を国に働きかけるなど、多様な主体と十分連携しながら、海岸漂着物対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。

やっぱり先ほども申し上げましたように、現地へ来ていただくとか実際にそういうボランティアに参加するというのが、一番効果があるようにも思います。現地へ来ていただいたボランティアの方は、やっぱりその現状を見ると、ええっ、こんなにごみが集まるのかとびっくりしたり、自分たちもむやみにごみを出してはいけないというふうなことを口に出して言ってもらっています。ぜひ現地を来てもらって何かを感じてもらい、そんな活動にもっともっと力を入れていただきたいと思います。

これは地元の方が言っていたことなんですけれども、伊勢湾の外から伊勢湾に入った魚が川から流れ込む伊勢湾の豊富な栄養によって大きく育ち、回遊して鳥羽の島々へ寄ってくる、鳥羽の島は昔は宝の島と呼ばれていたと、それがこのごろはごみが寄ってくるということが有名になってしまった、大



変残念だというようなことも言うておられました。島民の皆さんにそんな思いをさせないように、今後ごみの発生抑制に取り組んでいただきますことをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、離島振興について質問いたします。

第2回の大学生国際会議 in 三重が県内外の学生、留学生を集めて、今月の3日から5日まで2泊3日で鳥羽市の答志島を中心にして開催されました。

留学生31人を含む総勢73人が集い、1日目と2日目は答志島の海女や寝屋子制度をはじめとした三重ならではの文化・風習等を視察、体験し、地域の現状と課題について討論、交流し、3日目には場所を伊勢市に移動して伊勢神宮や神宮徴古館の見学を行い、美しい自然や歴史について学び、討議を行っていただきました。

私も参加予定でしたが、急に別の用が入り参加はできませんでしたが、参加された方から話を聞きますと、参加した学生から、若者流出や後継者不足などの課題に対し、島の方は責任を持って取り組んでいる。自分も当事者意識を持って地域を考えていく大切さを感じた。また、海女漁を継承してゆくには広報が必要である。学生の手で動画作成やSNSを使って発信してはどうか。海女の後継者は若い人や女性に限らず、外国人を受け入れて英語で発信してはどうかといったような学生ならではの意見が出されたそうです。

多くの若者が鳥羽の離島を訪れ、地元の方と交流を行い、また地域の文化・風習を学ぶとともに、漁業体験等を行ってもらい、離島の課題について議論してもらったことは、地域にとっても大変よかったと思っています。

しかしながら、こうした明るいニュースがある一方、離島の現状は大変なものがあります。

先日、離島の人口推移を調べてみました。昭和29年に鳥羽市が、1町7村で合併した当時には、鳥羽市の人口は3万121人で、人口の一番多いときは昭和35年の3万521人でした。その当時には鳥羽の4島で約9000人を超える人口でしたが、平成元年には約6000人、平成27年には約3000人と3分の1に激減しています。

例を挙げますと、三島由紀夫の「潮騒」で有名な神島では、昭和30年には244世帯1362人、平成2年には227世帯675人、平成27年には167世帯348人と、60年で約1000人も減ってきております。当時の4分の1程度になってきております。

そして、鳥羽市に一番近い坂手島でも、昭和30年に436世帯2091人が、平成2年に332世帯で952人、平成27年で187世帯315人と、約7分の1にまで減ってきています。

鳥羽の市街地や私の住んでいるところも減ってはきていますが、本土側では約半分程度の減り方になってきております。

島民の方に話を聞きますと、学生のときに都会へ出てしまうと帰ってこない、会社勤めで通勤ができないため、本土側に家を建てる、夜間に医者がないため心配だ、そのために本土側に家を建てるということです。

また、これまでの漁業中心の職業から、漁業だけでは生計が成り立たないため、観光業や会社勤めなど仕事も変わってきており、住んでいたいけど、生計が立たないため、どうしても出て行かざるを得ないといった現状にあります。

こんな現状の中、人口減少に歯どめをかけるには、稼げる仕事をつくることにより、人口流出の抑制と移住による流入促進を図ることが重要であるのは間違いがないのですが、最も重要なのは、それぞれの島の今後をどうしていくのか、こうしたことを考え、実行に移すことができる人をつくることと、人と人がつながっていく場をつくることではないかと考えています。

そこで、一つ目の質問ですけども、離島振興について県としてどのような取組を行っているのか、特に重要な人づくり、場づくりについて、県として今後どのような取組を考えているのかお聞きかせください。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 離島振興の取組状況と、その中でも離島振興を担う人づくり、場づくりの取組について御質問をいただきました。

離島は国土領域や排他的経済水域の保全など国家的役割を有するとともに、自然環境の保全、海洋資源の利用などに大きな役割を担っております。

また、島民の皆さんは古くから海と密接にかかわりながら独自の島文化を育んできました。島から眺める風景や新鮮な海の幸、そして温かな人々のおもてなしの心が息づく島々は、小説やテレビ、映画の舞台になるなど、非常に魅力あふれる地域です。

離島が有する重要な役割を認識しながら、こうした魅力を生かし、離島振興に取り組むことが重要だと考えております。

離島振興法により、県内では鳥羽市の4島のほか、志摩市の渡鹿野島、間崎島の2島、計6島が離島振興対策実施地域に指定されております。

県では、平成25年に三重県離島振興計画を策定いたしまして、島民の皆さんが安心して住み続けることができるよう、鳥羽市、志摩市と連携して、交通、通信、産業振興など総合的に定住環境の整備に取り組んでおります。

一方、議員御指摘がありましたように、離島地域においては人口流出と高齢化が著しく、地域を支えるため島民一人ひとりの役割が大きく、離島の振興に寄与する人材の育成がより重要となっております。

このため、県では、自分たちが暮らす地域の課題について自ら考え、主体的に行動を起こす人づくり研修、コトおこしの場を開催しております。

また、今年10月には、公益財団法人日本離島センター主催の島づくり人材育成大学が答志島で開催され、全国から離島の地域づくりに携わる人々が集まり、それぞれの課題等について意見交換を行いました。参加した島民の方からは、全国の人々とつながりもでき、今後の取組に大いに参考になったとのお話を伺っております。

このほか、先ほどは大学生国際会議のお話でしたが、地域おこし協力隊等外部人材の活用も促進しており、答志島では今年から協力隊員1名が入り、積極的に活動していただいております。

地域で活動する協力隊員と地域の人々がよりスムーズにつながっていけるよう、6月に、まずは協力隊員同士がつながる場を設けたところ、行政職員

も含めた地域づくりのネットワークが生まれております。

今後とも、このような地域における人づくり、人と人をつなぐ場づくり等の取組を進めることで、活力ある離島の実現につなげてまいりたいと考えております。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。

それぞれの離島はそれぞれの文化があり、独自に頑張っていると思っています。先ほど地域おこし協力隊のお話もございましたけども、これまでのまちづくりでよく言われる若者、ばか者、よそ者と、まちづくりに必要だというふうなことをよく言われますけども、やっぱりよそからその地域へ入って見てもらうと、自分たちでは見えない部分が見えてきますので、今後もそういうことに取り組んでいただきたいと、このように思っています。

これまで離島の人口減少をお話しさせていただきましたけども、子どもたちも同様に減少しておりまして、鳥羽市の坂手島や桃取町では小学校の統合も済んでおり、答志小・中学校や菅島小学校でも少子高齢化の進展により、統合の計画があることから、統合しないようにするため、まず子どもたちの増加を図ろうと離島留学の話も進んでいます。

答志小学校では児童数が現在66人、答志中学校では生徒が53人で、5年後には答志中学校で30人を割ってしまうことになり、本土の中学校と統合される可能性もあるため、島民の皆さんで話し合い、署名活動を行ったりして存続を求めてきました。その中で皆さんが出した答えが留学生の受け入れということ市をのほうに提案してきました。

その結果、鳥羽市教育委員会は、島の自然と温かい雰囲気の中で学んでもらうことができ、島の子どもたちには交流の幅が広がるとして、答志小・中学校で離島留学を始めることになり、東海地方では初めての取組として、答志島に古くから伝わる中学校を卒業した男子がよその家で寝泊りをともにし絆を深める風習、寝屋子という制度があるのですが、その寝屋子制度にあやかって寝屋子の島留学と名づけ、受け入れを開始することになりました。

受け入れパターンとしては3パターンあり、島の里親と暮らす里親留学、家族で島に引っ越す家族留学、島の祖父母と暮らす孫留学があり、いずれも期間は1年間で、延長は可能です。

ほかにも人口減対策として、三重県も力を入れてくれておりますけども、鳥羽市も平成28年度を移住定住元年と位置づけて、移住定住策に懸命に取り組んでいます。

少し紹介させてもらいますと、平成27年度は相談件数36件、移住者数8世帯16人が、平成28年では相談件数82件、移住者数16世帯34人と倍になってきており、本年度は10月現在で相談件数77件、移住者数8世帯17人と順調に伸びてきております。

離島へも答志島へ3人の方が移住してくれています。新聞でも取り上げていただきました島のパン屋さんがそのうちの2人です。島でのパンづくりが話題になって、このごろでは島外から買い求めに来る人も出始めて、予想外の交流人口増加もできつつあります。

このように人口減対策として移住の促進も必要になってきますし、冒頭に触れました大学生サミットのような交流人口の拡大も必要になってくると思いますが、三重県として今後、離島における交流人口の拡大と移住促進に向け、どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

**○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子）** 離島振興における交流人口の拡大と移住促進に向けた取組について御質問いただきました。

交流人口の拡大につきましては、南部地域活性化基金等を活用し、都市部において島暮らしに関心のある人たちとの交流会を開催し、その後、現地を訪れてもらい、実際に体験をしてもらう市の取組を支援させていただいております。

今年度は東京や大阪で、都市と地域の若者たちがつながり合う若者交流や、移住に関心のある人に地域を紹介する地域とつながる交流会を開催いたしました。

答志島におきましては、11月に都市部と島の女性が交流する島女子会～あねらの集い～を開催いたしました。そして、12月2日と3日には、親子で漁師体験や干物づくりを行い、島の子育て家族と交流する体験ツアーを開催いたします。

また、先ほどおっしゃった離島留学につきましては、東海地方初の取組でございまして、国からも評価をされておるところでございます。県では、関西事務所と連携いたしましたマスコミキャラバンや、首都圏における情報発信等の支援を行っております。

こうした取組を人づくりや人と人をつなぐ場づくりを通して、他の島へもさらに広げていきたいと考えております。

移住につきましては、現地を訪れることにより移住後の暮らしがより明確にイメージでき、地域の本当のよさを実感していただけるものと考えております。

このため、離島や地域での暮らしに関心がある方との交流を深め、現地を訪問していただく取組をしっかりと進めていくことが重要です。

交流を促進することは、島民の皆さんにとっても島の魅力の再発見と、誇りあるふるさとづくりにつながります。今後とも鳥羽市、志摩市と連携し、交流人口の拡大、ひいては移住につながるように取り組んでまいります。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。

これまでの交流への取組、よくわかりました。鳥羽市も島民の皆さんも交流人口拡大に向け、一生懸命取り組んでおりますので、今後も引き続き一緒に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

先ほどから現場へ来てもらうと、というようなことを申し上げてきましたけれども、親子の漁師体験や、あねらの集いなど、やっぱり現地へ来ていただいて、島の住民とふれあっていただいて、実際に体験できることが今後の移住につながっていくと思いますので、離島留学も同じようにつながっていくと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

最後に、離島特有の課題として定期航路の問題があります。島民からは、用事に行きたいけど行きたいときには行けない、帰りたいときには帰れないという声をよく聞きます。私も離島に用があるときは何時の船で行って、何時間で用を済まし、何時の船で帰るとまず船の時間から計算して計画を立てます。子どもたちもスポーツの試合や文化活動で他の町へ出かけるにしても、一度船に乗って本土側へ着いてから交通機関を利用するか、車に分乗して出かけます。

逆に本土から離島へ行くにも同じことが言えます。定期航路は、島と本土を結ぶ唯一の交通機関で、住民の生活にとって必要不可欠な大切なものであります。

しかしながら、先ほども紹介したように島民の人口減少には歯どめがかからず、定期船の利用者も年々減少しております。このため、定期船を運営する鳥羽市においては観光客の誘致に取り組み、定期航路の利用拡大に努めているところですが、今後とも少子高齢化が進むことを考えると、定期航路の経営状況はますます厳しい状況が続くと思われまます。

例年、国と県からも定期航路の運営については御支援いただいているところですが、こうした事情に鑑み、また、交流人口の拡大につなげるため、引き続き定期航路の維持、確保に対する支援を要望させていただいて、離島振興についての質問を終わらせていただきます。

続いて質問に入らせていただきます。県道鳥羽磯部線について質問させていただきます。

少し県道鳥羽磯部線というのを紹介させていただきます。

(パネルを示す) この道が国道167号になります。それで、この道が第二伊勢道路といいます。今回質問させていただきますのは、この国道167号の松尾町からずっと来まして、ここが私の住まいする相差町ということになり、県道鳥羽磯部線というのはずっと志摩市のほうまで続いていますけれども、今回質問させていただきますのはこの間になりますので、大体場所を頭の中に入れといていただきますよう、よろしくお願ひします。

私たちの住んでいる相差町は鳥羽市の南部に位置し、鳥羽市役所や近鉄特急電車の停車する鳥羽駅から約17キロメートルの南鳥羽と呼ばれる地域にあります。南鳥羽の中でも鏡浦地区と私の住んでいる相差町、国崎町、畔蛸町、千賀町、堅子町の5町で構成する長岡地区があり、人口は2000人弱が住んでいます。

県道鳥羽磯部線は、この長岡地区の住民が鳥羽市内へ出るための道であり、パールロードもありますが、距離が長くなるため、ほとんどの住民がこの県道鳥羽磯部線を利用しています。

大きなスーパーやショッピングセンターもなく、買い物をするにも、町内には日用雑貨を買えるお店はありますが、やはり多くの品物がそろっているということで、車で約20分かけて鳥羽市内や志摩市へ買い物に出かけています。

病院も入院できるような総合病院もないため、住民の方は1時間に1本の定期バスを利用するか、自動車を用いて県立志摩病院や市立伊勢総合病院、伊勢赤十字病院などに出かけています。

消防署も鳥羽消防署鳥羽南分署も新設されて、早く来てもらえるようにはなりましたが、乗せてから伊勢市、志摩市へは時間がかかるため、何とかできないかと市民の方から要望をいただいているところです。

電車を利用するにしても松尾駅まで約9キロメートル、15分ほどかかります。伊勢市内の高校へ通っている生徒の中でもクラブ活動や塾で帰りが遅くなる生徒は、定期バスも午後8時30分が最終のため親が松尾駅まで送迎しているのをよく見かけます。

今回はそれだけ利用されている県道鳥羽磯部線の国道167号の松尾町から相差町の間についてお願いします。

先ほど2000人弱の人口と申し上げましたが、宿泊施設も80施設ほどあり、収容人数は約2800人です。景色と料理はええが、道が悪いため車をこすってしまった、バックをさせられた、車が落ちそうになったなど、道が悪いため来たくないという苦情もよくもらっていました。



こういったことや旅行の形態が変わったこと、一時は観光客の入り込みも少なくってきまされたけども、平成24年ごろからは地元の石神さんという小さなほこらがパワースポットということで人気が出てきて、加えて伊勢神宮の式年遷宮に合わせて平成25年9月に供用開始された第二伊勢道路の相乗効果もあり、毎年約20万人の方が訪れてくれています。

それだけでなく、国道167号の白木インターチェンジと松尾町が近いので、磯部町にある志摩スペイン村あたりへの観光客も、この県道を利用するようになり、大型バスの通行も多く、時には渋滞を引き起こすこともあります。

また、志摩市から鳥羽市へ通勤される人も信号の多い阿児町や磯部町の混雑を避けるため、パールロードを使ってこの県道を利用するという人も増えてきています。

また、この長岡地区では相差町、畔蛸町を中心として来年2月4日に石神さん女子マラソンが開催されます。これは2016年から始まり今回3回目を迎えますが、ハーフマラソン、10キロマラソン、2.2キロマラソンがあり、コースの一部はこの県道鳥羽磯部線を利用します。

地元にとっては重要な生活道路でもあり、かつ、人を呼び込むための観光インフラでもあり、本来の道路としての機能以上にこういったスポーツによる集客にも活用されており、整備による効果が広く波及する道路であると思っています。

なお、エントリー期間はまだ来年の1月6日までですので、皆さんもよければ1度来ていただいて、2.2キロコースの歩く程度の速さで行けますので、よろしく参加のほうお願いします。

先ほど申しあげましたように、収容客数も2800人ほどあるということを紹介させていただきました。平成33年に開催されます三重とこわか国体では、選手や関係者の宿泊場所として大いに活用してもらいたいとも思っています。宿泊に際してはバスの通行が予想されますし、利用時間も集中するのではと思われます。そして、何より安全で快適に来ていただきたいと思っています。

そういったことから、道路の整備を進めておく必要があるのではないで

しょうか。

鳥羽市議会の一般質問で、僕ではないんですけど他の議員が言ったことなんですけども、昔から変わらないのは赤福餅の味と相差への道と言われるぐらい狭くて曲がりくねった道でしたけども、鈴木知事の就任以来、南部地域のほうへも目を向けていただきまして、それと県土整備部や志摩建設事務所の皆さんの努力のおかげで道路の拡幅工事は行ってもらっています。随分、広くなり通行しやすくなってきましたけども、あと少し狭隘部分が残っています。ちょっと紹介させていただきます。

(パネルを示す) この道路なんですけども、見てもらってもわかりますように、手前部分は広くなってきておりますけども、あそこでちょうどのように狭くなってきております。

(パネルを示す) もう一方は、狭隘な部分と言わせてもらいましたのは、このような場所がまだまだ残っておりまして、バスと普通車がすれ違うのに非常に苦勞しておりまして、ここで渋滞が起こっています。これが道路の現状です。

そこでお聞かせいただきたいのですが、ここまで広くなってきた現在の拡幅の状況と今後の計画についてお聞かせください。

[水谷優兆県土整備部長登壇]

○**県土整備部長(水谷優兆)** それでは、県道鳥羽磯部線の整備についてお答えをさせていただきます。

県道鳥羽磯部線は、先ほど議員からも御紹介がありましたように、地元の生活道路であるとともに、鳥羽南部地域の観光拠点である相差町にアクセスする道路として利用されております。

また、地震発生後の早期復旧を担う、くしの齒ルートの一部を形成しております。

県道鳥羽磯部線の鳥羽市内の改良率は約65%です。現在、相差町からパールロードまでの逢坂峠工区として、パールロードの西側を松尾拡幅工区として2カ所で整備を進めております。

このうち、逢坂峠工区につきましては、地籍調査など地元の協力により、全区間の用地取得が完了しております。整備延長約1900メートルのうち、これまでに約920メートルを供用しており、来月12月8日には、さらに約180メートルが完成する予定となっております。

松尾拡幅工区につきましては、平成27年度から整備に取り組んでいます。現在、整備延長約500メートルのうち、約7割の用地取得が完了しており、引き続き用地交渉を進めてまいりたいと考えております。工事着手は全区間の用地取得が完了後と考えております。

今後の進め方につきましては、非常に厳しい公共事業予算の状況を勘案し、まずは事業着手している2カ所を着実に進めたいと考えております。この2カ所が完成すれば改良率は約81%となる予定です。

残る区間につきましては、事業中の2カ所の進捗状況等を見ながら、改良計画でありますとか、工事着手の時期について検討していきたいと考えております。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。

逢坂峠の工区のほうは、用地取得が終わりまして広がるめども立ってきたということを聞かせていただきました。残るは松尾工区のほうなんですけども、そこには何と申しますか、じょうごのようになっているところが数カ所あって、それと、これは県土整備部長とばかり話しているんですけども、堰堤を通っているところで直角に曲がるような箇所もあって、なかなか通りにくいところがあったり、家屋が建っているので立ち退きが必要なようなところもあります。なかなか本当に難しいとは思いますが、地元の人にとっては、地元から子どもたちが出ていく理由の中に、どうしても交通アクセスが悪いために出ていくというふうなことを私もよく言われまして、自分もそのとおりだと思うんです。

私も40数年、この道を利用させてもらっておりまして、ひやっとすることも何度もあったり、渋滞が起きるので朝遅れはしないかというふうなことも

何度もあります。通ってくるたびに、逢坂峠工区のほうを走らせてもらいますと、ああ、よくなったなというふうな思いと、その狭いところへ来ると、えっ、まだまだかというふうなところがあって、半分半分のような気持ちで今日も来ました。

やっぱり人の流れとか物の流れがよくなれば、先ほどから言わせてもらっております少子高齢化や過疎化の歯どめにもなろうかと思っておりますので、もちろん予算のこともありますので、私のところだけということは言いませんけども、なるだけ少しでも早く拡幅工事をお願いすることができればというのが住民の願いですので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それで、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、最後の海女について質問をさせていただきます。活性化においては産業振興も忘れてはと思いますので、海女について少しだけ質問をいたします。

今月の13日にありました都道府県議会議員研究交流大会で、分科会の中に広域観光振興のあり方があり自分も参加させていただきました。分科会の中で、大正大学地域構想研究所教授で、総務省地域力創造アドバイザーの清水慎一先生のお話があり、その中で清水先生は、やがて人口減少社会が到来し、地域の絆も薄くなり活力も低下していく、活力なくして交流なし、交流なくして活力なし、今後の地域振興は観光しかないというふうなことも言っておられました。

そして、日本人観光客は横ばいからやがて減少し、期待の星は外国人観光客、インバウンド宿泊客であるとも言っておられました。

三重県の観光地では吉野熊野国立公園や伊勢志摩国立公園、鈴鹿国定公園、青山高原や赤目四十八滝、伊勢神宮などたくさんありますし、食べ物も松阪牛、的矢カキ、イセエビ、アワビなどたくさんあります。

しかし、人間観光と言いますか、人で外国人や観光客を呼ぼうとするのはやっぱり伊賀の忍者と伊勢志摩の海女かなというふうに思っています。

伊勢志摩サミットの配偶者プログラムや海外記者向けのプレストアーにお

いて、世界中にその魅力や資源管理の取組が紹介され人気を集めており、観光振興を通じて地域の活性化を図る上でも、重要な位置づけになってきております。

今年、尾鷲ヒノキとともに日本農業遺産にも登録され、日本重要無形民族文化財にも指定されており、三重県もユネスコ世界無形文化遺産に登録しようと鳥羽市などと一緒になって頑張ってもらっています。

しかしながら、三重県の海女の数も平成26年には761人と平成22年から4年間で212人も減少していますし、60歳以上の割合がもう7割以上ということで、他の漁業と同じように高齢化や後継者不足に悩んでいます。このままではユネスコ文化遺産に登録されたときには、海女がいなかったことも考えられます。

(パネルを示す) このグラフなんですけども、少し見ていただけますかね。このグラフは海女漁の中で所得の中心を占めますアワビの漁獲高です。昭和55年から平成27年までの数字なんですけども、上の赤いところが赤アワビと言われているアワビで、下の青いところが黒アワビです。

見てもらってのとおり、これだけ減少しているのは、海女さんの減少もありますけども、やっぱりアワビ資源全体も減ってきていると、このようにも思います。三重県も増産のため種苗放流などに力を入れてもらっておりますけども、歩どまりが2%から4%ぐらいと、非常に歩どまりが悪いというふうなことも言われております。

存続していくには何とか海女の所得向上、後継者の確保、育成を行い、海女漁の魅力を上げていくことが重要になってこようかと思えます。県として、この海女漁の向上のほうについては、どのようにして考えておられるのかお聞かせください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、海女漁業の振興に向けた取組ということで、御答弁申し上げます。

伝統ある海女漁業の存続のためには、先ほど議員のほうからも御紹介があ

りましたが、海女が生業として漁業を続けられるよう、アワビ資源の回復や海女漁獲物の付加価値向上などの所得向上対策、それと後継者の確保、育成対策が必要というふうに考えております。

このため、県では、所得向上対策といたしましては、海女や漁協、鳥羽市や志摩市、関係団体等と連携を図りながら、伊勢志摩サミットのレガシーを活用した、アワビ類の資源増大対策や海女漁獲物の販売促進、また海女漁業の魅力発信などに取り組んでいるというところでございます。

具体的には、放流用のアワビ種苗の生産を行うほか、伊勢志摩サミットで注目を集めました黒アワビの種苗量産技術の確立、また放流したアワビの回収率向上に向けたコンクリート板造成漁場への放流試験の実施、また海女漁獲物の調理方法を学ぶ海女さんの料理教室の開催や、商標登録いたしました海女もんのシールやタグを貼付してPRするといったような商品の販売、さらには海女トークイベントの開催でありますとか、海女小屋体験ツアーの実施など、海女の文化的・観光的価値の発信、鳥羽志摩地域への集客、交流の促進などにも取り組んでいるというところでございます。

また、後継者の確保、育成対策につきましては、意欲ある若者が円滑に漁業に就業できるよう、国事業を活用いたしまして研修経費等の助成や、三重外湾漁協が海女の養成などを行う、畦志賀漁師塾への支援などを行っております。

本年5月からは、畦志賀漁師塾を卒業した県外からの若者2名が志摩市内で海女に就職するなどというふうな成果もあらわれてきているというところでございますので、今後こうした取組を鳥羽市においても地元と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

本年10月には、冒頭にも議員のほうからも御紹介がありましたが、鳥羽市において、全国初となる海女に関する条例であります鳥羽市海女のまち条例が制定されるなど、海女漁業の振興に向けた機運が高まってきているというふうに考えております。

今後もしばらく、伝統ある海女漁業を将来に継承していけるよう、市町等

関係者と十分に連携を図りながら、海女の所得向上と後継者の確保、育成に、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。

自分も浜島町の水産研究所、尾鷲のほうも行かせてもらいまして、アワビの種苗のつくり方とか、そのあたりも聞かせていただいて、一生懸命取り組んでもらっているということはよく認識しておりますし、歩どまりが悪いということで、鳥羽市のほうもいろいろ取り組んでいるんですけども、やっぱりコンクリート板やそのあたりで今後検証していこうというふうなことも考えているそうです。

それと、この前、海の博物館の館長と少しお話をさせていただきましたら、これまでアワビを放流するけども、歩どまりが悪い悪いでしっかり真剣に検証してないのではないかと。それには、やっぱり海洋の汚染とか水環境が変わっているとかいろいろな環境があるのではないかと、そのあたりを今後もしっかりと見きわめて取り組んでいかないと、これまでは放流するけれども、そんなに増えてきていないというふうなことも言っておられましたので、その辺のところも今後一緒になって研究していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それと、先月の27日と28日に、タラサ志摩ホテル&リゾートと海の博物館を主会場に全国海女サミットが行われました。知事にも来ていただいて御挨拶もしていただきました。

海女サミットの中で成城大学の小島教授や東京海洋大学の小暮准教授の基調講演やトークセッションがありまして、その中で海女というのを今後売り出していくについては、海女漁そのものにも魅力があるんですけども、海女の生きざまといいますか、隣の人の獲物を横取りしないとか、時間で決めて資源保護に取り組みながら漁をしていくとか、そういった海女の生きざま自体が人気が出てくるのではないかとというふうなことも言っておられました。

先ほど農林水産部長のほうからも紹介がありましたように、海女小屋体験は人気がある、何が海女小屋体験でいいんですかというような質問をしますと、やっぱり魚介類の御馳走もあるんですけども、本物の海女さんと話ができる、本物の海女さんに現状を聞けるということが人気あるというふうなことがアンケートの中には書いてあります。

もう少し時間があれば今後のことを聞きたいんですけども、今後このような海女さん自体を売り物にするという悪いんですけども、観光に利用して所得向上の助けになれるようなこともできるかなというふうに考えておりますので、そのあたりも一緒になって取り組んでいただければというふうなことをお願い申し上げまして、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 10番 田中智也議員。

〔10番 田中智也議員登壇・拍手〕

○10番（田中智也） 皆さん、改めましてこんにちは。大きな声で失礼をいたしました。そろそろお昼御飯も食べて眠くなってくる時間かなと思って、ちょっと起こしてみたいなという気が起こりまして、大きな声を出させていただきました。

いろいろ前置きをしゃべっているといいんですけども、ちょっと今日はボリュームが多いので前ふりというか、つかみなしで入っていきたいなと思っています。

まず1点目、通告に従いまして質問させていただきます。自己紹介を忘れてました。四日市市選出、新政みえ所属の田中智也でございます。どうぞよろしく願います。ちょっと緊張してます。野村議員の緊張がうつったようで。

まず1点目が観光産業における地域経済への波及効果についてということまで質問項目を起こさせていただきました。三重県では、平成23年にみえの観光振興に関する条例を制定いただきまして、その条例の前文を少し御紹介をさせていただきます。



「古くからお伊勢参りは「日本人の旅の原点」ともいわれ、全国各地の人々が強く思いを寄せる憧れの旅として、多くの人々を惹き付けてきた。私たちの郷土三重県は、そのような旅人たちを温かく迎え、もてなしの心を今に伝えてきた地である。」と、こういう前文で入るんですね。まさに三重県として、これから観光に取り組んでいく、過去のこういう歴史があるからこそ三重県らしさの観光を打ち出していくべきだということを、改めて思う前文のさわりであります。

そんな中で、この条例に基づいて観光振興基本計画というものを策定して、様々な取組をしていただいています。観光の産業化のさらなる推進ということとして、観光関連産業の強化創出、持続的な観光地づくりの支援、これは日本版DMOの検討も含まれますけれども、また多様な産業との連携強化によって新たなツーリズムへの対応ということで、本当に多岐にわたる取組をしてきていただいているところであります。

そんな中で、じゃ、効果としてはどうかということを見させていただきますと、去年は当然のことながら伊勢志摩サミットがございましたし、私のふるさとでもあり、山本教和議員のふるさとでもある伊勢志摩国立公園の指定70周年がありました。これ言わんと怒られるもんですから。さかのぼること平成25年には神宮式年遷宮がございましたし、本年度はお伊勢さん菓子博などあって、トレンドを見てまいりますと、観光レクリエーション入込客数は、ちょっとがたがたはしていますけれども、右肩上がりに上がってきているというふうに思います。平成17年に3100万人強であったものが、28年は4200万人に届こうかというぐらいに入込客数は増えてきています。

あと、県の指標ともなっています延べ宿泊者数も平成25年、969万人だったものが、これも879万人、946万人とちょっとがたがたしていますけれども、まあまあ、過去から見ると伸びてきているのではないかなというふうに私も捉えています。

ただし、今年の1月から7月までの速報値を見てまいりますと、延べ宿泊者数前年同月比で約90%、1割減、外国人延べ宿泊者数は66%ということで、

若干勢いに陰りが見えてきているのかなというふうな、ちょっと心配がござります。

当然、三重県は20年に一度の遷宮があつて、ぐっと経済が活況を呈するんですけども、また次の20年間までの間、少し低下、下降傾向にあるというような傾向がありますので、ここはやはり県としての観光政策の力の見せどころ、腕の見せどころではないかなというふうに思うというところでありませう。

その中で、この観光振興の基本計画の中に目標値ですけども、観光消費額、それから観光客満足度、これ当然ですね、県内の延べ宿泊者数、県内の外国人延べ宿泊者数、国際会議の開催件数など、この項目が挙げられています。この中でちょっと捉えてみたいのは観光消費額であります。

観光消費額というのは、観光入込客数掛ける1人当たりの観光消費額、1人当たりの客単価というふうに言えるかもわかりません。平成26年に4650億円ぐらいやったものが、2年後の平成28年には4919億円ということで上がってきておりますし、平成31年の目標は5000億円ということで、着実に来ているのかなというふうに思うところであります。

しかしながら、この観光消費額というのは、昨今ではこれに域内調達率という定義がございまして、それを掛け合わせなければならないのではないかとということが言われています。

ちょっとパネルを用意いたしました。それがこちらです。（パネルを示す）

縦軸に客単価、1人当たりの消費額ですね。横軸に旅行客数です。これだけで見るのではなく3次元、XYZのZの方向に域内調達率ということで見ていくべきではないかというふうに最近は言われています。確かに域内で、例えば飲食業であれば食材を調達していただいたほうが、県内の産業は潤うわけですし、この域内調達率というのを県として観光産業においてどのように現時点で捉えておられるかということについて、聞かせていただきたいと思ひます。

[河口瑞子雇用経済部観光局長登壇]

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 県として観光分野の域内調達についてどう考えているかについて、お答えさせていただきます。

観光関連産業は、その経済効果が宿泊業や飲食業、運輸業といった分野だけでなく、製造業、農林水産業など幅広い分野に波及する裾野の広い産業であり、地域経済の活性化に大きな影響を持つものです。

観光関連産業を本県の経済をけん引する産業の一つとして大きく育てるためには、観光客数を増やすことや観光消費額単価を伸ばすことに加えて、地域内での調達を増やしていくことが議員の御指摘のとおり重要と考えております。

観光客数の増に向け、伊勢志摩サミットで世界の首脳やメディアなどを魅了した松阪牛、イセエビといった三重の食をテーマに、大都市圏でのプロモーションを実施するほか、観光消費額単価の増に向け、みえ食旅パスポートによる周遊性、滞在性の向上や県内での消費拡大のほか、インバウンド富裕層誘致などに取り組んでいるところでございます。

加えまして、地域内での調達については、三重県らしさの打ち出しや、地域経済の活性化につながるものと考えております。そのため、みえ観光の産業化推進委員会の事業において、県内の観光関連事業者と大都市圏の旅行会社のマッチング事業にも取り組んでおり、例えば、大紀町で自然体験や美容ツーリズム、地域ならではの食事を組み合わせたツアーなど、今年度11件が新たに商品化されており、こうした取組を通じて、今まで以上に製造業、農林水産業などの関連事業者と連携し、観光地域づくりの取組を進めていきたいと考えております。

また、雇用経済部と農林水産部が連携し、県内の飲食、宿泊事業者等と県内の農林水産事業者、食品製造事業者等とを結びつける、みえの食マッチング・展示交流会を本年2月に開催し、132社に御参加いただき、109件が商談に至りました。同事業につきましては、平成30年2月にも開催の予定となっております。県内の飲食、宿泊事業者にも広く参加を呼びかけていきたいと

思っております。

しかし、今、議員が御指摘のように、域内での調達率ということについては、その把握は重要であると考えているものの、把握に当たりましては詳細なヒアリング調査を行う必要があるなど多くの課題があります。

そのため、まず域内調達率を向上させる取組の一つとして、より地域の事業者を巻き込んで地域づくりを進められるよう、日本版DMOの創設に取り組んでいきたいと思っております。県内で創設されましたDMOのうち、例えばV e r d e大台ツーリズムでは、商工業関連事業者と連携して地域の特産物の販売を行っているほか、アウトドアの町、大台町という地域ブランディングにより、地域一体での取組によって、地域全体への波及効果の向上を図っているところです。

また、相模海女文化運営協議会では、日本文化に触れたい外国人というターゲットのもと、相模地域の海女小屋体験とセットにした宿泊商品の開発、販売を行っております。

このように、みえ観光の産業化推進委員会や地域DMO、地域の農商工業者、関係部局等と連携し、食や地場産品を活用した観光客を引きつける多様なサービスの提供など、観光の魅力づくりや商品の創出などに取り組むことで域内調達率を向上させ、経済効果を高めていけるよう努めていきたいと思っております。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 御答弁ありがとうございました。

域内調達率については重要と考えているけれども、なかなか把握が難しいという中で、日本版DMOの取組を進めていく中で、域内調達が結果的に上がっていくような取組を進めていきたいという意気込みを聞かせていただいたところです。ぜひそうしていただきたいと思っておりますけれども、ただ、域内調達については、確かに困難を極める部分が多いのかもわかりませんが、やはり数値目標までは設定できないにしても、かなり意識を置いて観光施策に取り組んでいただけたらなというふうに思うところでもあります。

詳細な把握はなかなか難しいという御答弁がありました。これは要望だけにとどめますけれども、雇用経済部のほうで1000社訪問していただいております。それから、5000社を対象とした県内事業所アンケートというの、たしか取り組んでいただいていると思うんですけれども、こういうそれぞれ県として、別に観光局が聞かなくても雇用経済部、県庁としてそれぞれの事業者に域内調達がどのような状況であるかということ、どういう聞き方がお答えいただきやすいか、余り煩雑なものになってもかなわないので、その辺は研究もしていただきながら、ぜひこのXYZで3次元の方向で体積として観光産業における経済波及効果がどれぐらいあるのかということ、そういう観点で進めていただけたらなというふうに思うところであります。

先ほど御紹介申し上げた条例の前文の後段のところ、こんなくだりがございます。

観光産業は多様な分野における特色ある事業によって構成されることから、地域経済の活性化、地域における雇用の創出等本県経済のあらゆる領域において、その発展に寄与することが期待されているという、まさにそのとおりでありますし、域内調達って物品とか食材とかだけではなくて、やはり雇用というか、労働力ですね。このあたりのところも域内調達という観点でぜひ進めていただきたい。そういう意味では、県庁全体で、農林水産部も含めてお取り組みをいただけたらなというふうに思うところであります。

これで一つ目の項目を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2番目の項目として、豊かな三重の海づくりということで項目を起こさせていただきました。先ほど野村議員のほうでも、アワビの種苗の放流をしても、なかなか実際、個体数としては増えていないのではないかなというようなお話もございました。漁業の再生に向けて、様々努力はいただいていると思うんですけれども、もう一度、私自身が振り返りも含めて伊勢湾についてちょっと考えてみたいなという思いで、今回質問をさせていただくんです。

三重県の海域は木曾三川などが流れてくる河川の恵み豊かな伊勢湾地区、

その後、南のほうに来るとリアス式海岸が続いて真珠等の養殖が盛んな地域、私の生まれ故郷でもある志摩地域もそういう地域でありますけれども、それとあと尾鷲とか熊野の雄大な太平洋に面した熊野灘ということでもあります。

これらのそれぞれの海域の特徴に応じたような漁法が古来から繰り返されてきて、この三重県、伊勢湾や熊野灘と切っても切り離せない、海に面しているからこそこの三重県ということになっているというふうに私は思います。

そんな中で、ちょっと伊勢新聞の記事で見つけたので御紹介もさせていただきたいんです。漁業に関してなんですけれども、尾鷲で定置網漁の操業をしていただく東京の居酒屋チェーンの会社ができたということです。11月10日の伊勢新聞に掲載がございまして、尾鷲市の須賀利で8トンの八咫丸という定置網漁船の出航祈願祭をされたということなんです。懐かしい藤吉尾鷲市副市長もここに参加されたということで、もしかして岡村農林水産部長も行かれたのか、関係者の方は行かれたようなんですけれども。そんな中で、これ、東京のほうで、多くの店舗を展開されている居酒屋チェーンが、熊野市で水産加工の工場を受け継いで、アジのフライだとか干物だとかをそこで生産をして、東京で御自身の展開される居酒屋でお客さんに食べてもらうという取組です。

これって考えてみたら6次産業化ですよ。流通もして最終消費地に持っていつているので、6次という捉え方もできるのかなというふうに思ったんです。

でも、これ流れとしては逆ですよ。普通、農業で言う6次産業というのは生産者がその後、商品化をして流通とかということでもうけていくということですけど、これ逆の流れです。この会社の社長さん、この新聞のインタビューの最後にこう答えています。まずは漁を安定させ、行く行くは大型定置網漁も操業して、将来的に東紀州地域に本社を移転したい。そういう考え方もおありなんですよ。

ということは、やっぱり三重県の海を持つ魅力ということが、東京のそういう事業者の方にも届いているということにほかならないというふうに私は

思っています。これは一つの可能性だなどと思って今回紹介をさせていただいたところです。

それはそれとして、そんな中、今回は伊勢湾について特に取り上げてみたいと思ってまして、伊勢湾はなだらかな砂浜が海岸線から続いていくという地形、そんな中でアサリなどの貝をとる漁業やノリ養殖、そしてイカナゴやイワシをとる船びき網漁業などが盛んに行われてきています。

ただ、この2年ほどは伊勢湾内のイカナゴ漁というのは、その資源がかなり激減してきたことによって、2年連続の禁漁ということで非常に残念な結果ではあるんですけども、マイワシについては昨年より大分よくなってきていますし、サワラ、魚偏に春と書く魚ですけども、非常においしい魚でありますけど、これが伊勢湾内でかなり好調だということです。平成25年に364トンであったものが平成27年、一昨年は674トンということで倍以上に増えているということでもあります。そういうサワラもとれます。

ただ、サワラは以前、これほどとれなかったものが近年、なぜこういうふうにとれてきているかというのがちょっとわからないということです。専門家の方にもちょっとわからないということを知っています。

こんなことから水産業というのは自然の影響を大きく受ける産業でありまして、人間の力が及ばない部分が非常に大きくあるということです。養殖の漁業については、当然人間の力で何とか頑張っていこうという部分でありますけど、こういう沿岸漁業の分野については、なかなか人間の力が及ばない点も多々あるということでもあります。

また、伊勢湾は閉鎖性海域です。水の交換が外海と少ないということとか、そういうことから県のいつぞや出された報告書か何かで見たことがある、ひ弱な伊勢湾という言い方、表現の仕方がありました。環境のところでの冊子で見たような気がするのですが、非常に外海との交流が少ない閉鎖性海域だけに、陸域からの生活環境の影響を非常に受けやすい、そんな状況になっていますし、昨今は漁船などに使われる燃油の高騰でありますとか、漁具等の資材の高騰、それから漁業者の減少というのも非常に大きいというこ

とになっています。

そういう状況ではありますし、最初に申し上げたとおり、それぞれの海域に応じた形で漁法がいろいろやられていて、これをやれば伊勢湾における沿岸漁業、ぐっと上っていくよという形にはならないかもわかりませんが、ぜひ伊勢湾があるからこそ三重県があるということを考えながら、そこでの漁業を何とか振興していくために、どうしたらいいのかということについて改めて県の考え方をお伺いしたい。

それから、先ほど砂浜が続くという御紹介をさせていただいて、アサリもこれがなかなか資源が減ってきて、厳しい状況ですけども、ただここ数年でアサリ復活プロジェクトに取り組んでいただいております。このあたりについても取組の成果などについてお伺いしたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（岡村昌和）** それでは、伊勢湾における沿岸漁業の振興と、あわせて伊勢湾アサリ復活プロジェクトということでお尋ねいただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

伊勢湾は、先ほど議員からも御紹介がありましたけども、東海地方の山々の栄養分を豊富に含んだ木曾三川をはじめとする多くの川が流れ込む豊かな漁場となっております。

しかしながら、安定した漁業経営を実現するにあたり、アサリやイカナゴに代表される資源の変動、また県内漁業者の減少や高齢化など、様々な課題も生じているというふうと考えております。

こうした中、県では地域の課題を解決し、5年間で1割以上の所得向上を目指して、浜ごとに策定いたします浜の活力再生プラン、いわゆる浜プランというふうに呼んでおりますが、これの取組を支援をしております。

伊勢湾内の各地域の浜プランでは、遠浅で穏やかな内湾の特徴を生かして行われているクロノリ養殖やアサリ漁業、またイカナゴやイワシ類を漁獲する船びき網漁業において、漁業者等による自主的な資源管理や、また種苗放流等による生産性向上に取り組んでいるというところでございます。



また、浜プランの取組とあわせまして、地域が連携して競争力を強化するため、県内の漁業種類ごとに策定いたします浜の活力再生広域プラン、これはいわゆる広域浜プランというふうに呼んでおりますが、こちらのほうの取組も推進をしております。

その中で、国の事業を活用した省コスト漁船エンジンなどの導入、あるいはクロノリ共同加工施設の整備などを支援しているというところでございます。

今後も持続的に漁業が営まれるためには、一定の所得が確保されるとともに、資源管理、担い手の確保、育成、それらを支える基盤整備が行われることが必要というふうに考えております。

このため、浜プランや広域浜プランなどの地域に根ざした取組や、漁師塾などによる新たな担い手の確保、育成に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、伊勢湾アサリ復活プロジェクトの取組についてということでございますが、これにつきましては貧酸素水塊などの影響で減少しているアサリ資源の回復、増大を図ることは、伊勢湾の漁業振興を図る上で必要不可欠というふうに考えておまして、平成28年度よりこのプロジェクトに重点的に取り組んでおります。

このプロジェクトでは、四日市市の地先での干潟の造成に取り組んでいるというところでございますが、平成32年度の完成ということを目指しまして、全体計画が5ヘクタールでございますけれども、今年度までに2.6ヘクタールを整備したというところでございます。

また、これらに加えて、稚貝を生育に適した干潟へ移殖するシステムの構築を、アサリ漁業の関係者で構成いたします三重県アサリ協議会と連携して進めておまして、昨年度、約5トンの稚貝移殖を行った場所では、本年9月の調査したところによりますと、2倍となります約10トンまで資源量が増加するなど、稚貝放流に一定の効果を確認しているというところでございます。

アサリ資源につきましては、引き続きこうしたハード、またソフト両面から取組を進めまして、資源の回復、増大を図っていききたいというように考えております。

今後も引き続き、県民の皆様にとって身近な沿岸漁業が伊勢湾において安定して営まれるよう、漁業者、市町や関係団体等と十分に連携を図りながら、しっかりと取組を進めていききたいというふうに考えております。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。

浜プランの支援の御紹介とか広域浜プラン、国の事業を活用してということであります。県単でやっていただくと非常にありがたいなと思うんですが、なかなか財政状況が厳しい中では、いたし方ないのかなというふうに思うところであります。

あとは、貧酸素水塊の問題について調査をしていただいて、だんだん明らかになってきているというふうに言われていますけれども、このあたりについても、解明について大学など研究機関とさらに県としても協力をして、その解消に向けて取組を進めていただきたいというふうに答弁を聞いてて感じました。

あとは干潟ですね。平成32年完成ということで待ち遠しいわけですが、5トン放して10トンにまで増えるということで、非常に効果があるんだなど。これもまだまだ数は少ないでしょうけれども、ここはぐっと我慢をして取組を見させていただきたいというふうに思うところであります。

干潟の話は答弁いただきましたというわけではないんですが、小項目2番目に移らせていただきたいと思います。

伊勢湾の再生についてということで、大事な大事なこの伊勢湾ということで、先ほどこちょっとひ弱な伊勢湾という言い方をしました。

ただ、伊勢湾は癒しの伊勢湾であったりとか、都市部で暮らす人々の海水浴とか潮干狩りとか釣りとかヨット、ボート、そしてサーフィンとか、そういう余暇、レクリエーションに興じる場であったりとか、あとは畏敬の伊勢

湾という言い方もあります。海に対する畏敬の念を込めて、古来から海にちなんだ祭りがたくさんあります。

私は住む四日市市では鯨船がございまして、生まれ故郷ではわらじ祭りというのがあります。そういう海に対して畏敬の念をいだきながら、海から得られる恩恵を自分たちの糧として生きていく、暮らし続けていくということがずっと続けられてきたこの伊勢湾ですね。砂取りの伊勢湾という言い方もありますし、交易の伊勢湾。近代では東西日本の接点というこの三重県の地域、そこに所在する伊勢湾、海上交通の要衝として港が発展をしてきています。これからも発展をさせていきたいというふうには思ってますけど、それは今日は言いません。

あとは、戦後特に埋め立ての伊勢湾という言い方もありました。確かに陸域とは違って沿岸部、臨海部というのは利害関係者が余り複雑ではないということとか、敷地を確保するのにコスト的に安く済むということもあって、埋め立ての伊勢湾という言い方もありました。

ただ、これらの人間のそういう活動のせいというのか、その影響で汚れてきた伊勢湾ということも確かであります。

先ほどの貧酸素水塊の原因というのはどういうことになるのか、ちょっと分かりません。

ただ、閉鎖性海域であるということは原因だというふうにも私も承知してますし、ここを解消しないとだめなんだろうなというふうには思っているところでもあります。

この伊勢湾が引き続き、水質が美しく、底のヘドロもなくなるということが、そういう取組を進めていただくことが必要だと思うんですけども、現時点での伊勢湾の再生の状況について進捗をお伺いしたいと思います。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 伊勢湾の水環境保全に向けた取組につきまして御質問いただきました。

伊勢湾におきましては、昭和54年の水質総量削減制度導入以後、流入する

水質悪化の原因物質、いわゆる汚濁負荷の計画的な削減に取り組んでまいりました。

本県では、産業排水対策については、総量規制基準の設定による工場や事業場に対する排水規制の実施など、また、生活排水対策については、生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町と連携して、地域の実情に応じた下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進するなど、様々な汚濁発生源対策を進めてきたところです。

その結果、伊勢湾に流入する汚濁負荷の量につきましては、制度開始当初と比べ半分程度となっており、県内の河川における汚濁指標でございますBODの環境基準達成率は近年90%以上で推移しております。

また、県内の生活排水処理施設整備率につきましても、生活排水処理アクションプログラムが始まる前の平成7年度末が29.6%で、全国42位であったものが、平成28年度末には83.5%、全国30位と向上してきております。

しかしながら、伊勢湾における汚濁指標であるCODの環境基準達成率はいまだ50%前後でとどまっております。また先ほどお話にもございました貧酸素水塊でございますが、夏場を中心として富栄養化が密接に関係しております。海底付近の海水中の酸素の量が極端に少なくなる、この貧酸素水塊も近年広範囲に発生しております。この貧酸素水塊の解消に向けた対策におきましては、その発生メカニズムの解明が必要であると考えております。

一方、生活排水処理施設整備率につきましても、着実に向上してきたものの全国平均と比べますとまだ低い状況でございます。今後も伊勢湾の水質改善の取組を続ける必要があると考えております。

こうしたことから、平成29年6月に県が策定いたしました第8次水質総量削減計画におきましては、汚濁負荷削減のための発生源対策として、引き続き、関係部局や他の主体とも連携しながら、産業排水対策及び生活排水対策を進めるとともに、調査研究や普及啓発などにも努めることとしており、今後もきれいで豊かな海を目指す観点から、伊勢湾の総合的な水環境改善対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。

進んできてはいるものの、CODなんかでは、まだまだやっぱり難しいということと、先ほども申し上げましたけど、貧酸素水塊についてはなかなか難しいというのはわかるんですけど、ただ有明海とかほかの閉鎖性水域のほうでも問題、課題にはなっていますので、オールジャパンといいますか、全国的も解明に向けて県もかかわっていくということが必要なのかなというふうに思うところです。

これでこの項目は終わりたいと思うんですけど、環境の問題について実は初めてこの一般質問で取り上げさせていただきました。その思いついたきっかけは、知事が当選されて最初の、たしか平成23年の6月補正予算の議案上程の知事提案説明の中で、新しい豊かさを示していくんだということを言っていたいただきました。そこが時代の分水嶺に当たって三重県としての役割の一つであると。ものづくりの拠点としていくことが一つの使命であるし、もう一つは県民の皆さんに、そういう新しい豊かさを示していく、このことの役割もあるんだというふうにおっしゃっていたのをずっと私の中に残ってまして、精神的な豊かさを醸成していくためには、環境問題というのはやっぱり大事なんではないかなと。自然を保全していく、改善していくということが県民の精神性を高めていくというか、豊かさを高めていく一助にはなるんじゃないかなというふうに思ってます、これからも県としての環境施策を私なりにまた勉強もしながら捉えて、執行部の取組の確認とか私からも提言もさせていただきたいなと、そんなふうにいるところでもあります。

これでこの項目は終わりにさせていただきます。

次、これもチャレンジングな難しい課題かなと思いつながらも、起こさせていただきます。三重で暮らし続けるためにと題しました。

交通政策と都市政策の連携という小項目でありますけれども、端的にいいますと、人口が減少していく、少子化で高齢化社会が到来をして、公共交通

の利用者数が激減というか、減少しています。

そんな中で、地域における公共交通の維持は大変困難な状況にあるというふうに思っています。私の住む四日市市でも旧近鉄の内部八王子線が紆余曲折がございまして、四日市あすなろう鉄道ということで操業は、引き続き存続しているわけでありますけれども、そんな状況の中で県としての交通政策をやっていくにも、利用者、たしかみえ県民力ビジョン・第二次行動計画の中にもありましたが、利用者数を減らさない取組だということを書かれていたと思うんです。でも、人口が減っていく中で、減っていくものをどう食いとめるか。少子化対策をやっていますけど、急激に増えてくるものではありませんよね。

とすれば、既存の鉄道であったりとかバス路線であったりとか、そのあたりを軸とした都市政策が必要なんではないかな、そこら辺の交通政策と都市政策を連携していくことの必要性というのを常々思ってまして、そのあたりをちょっと聞いてみたいなと思って項目に起こしたんです。

まずは交通政策について、今、三重県としてどう捉えておられるかということをお答えいただきたいと思います。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（鈴木伸幸） 公共交通について御質問をいただきました。

地方におけます公共交通の利用者につきましては、先ほど議員のおっしゃるとおりに、人口減少ですとか少子高齢化が進展する中、通学人口の減少ですとか道路網の整備に伴う自家用車の普及、大型商業施設ですとか医療施設等の郊外移転など、様々な要因が重なって急速に減少してきておるところでございます。

そのため、採算が悪化した交通事業者は路線の廃止、減便を選択せざるを得なくなり、その結果、利便性が低下し、さらに利用者の減少につながるという悪循環が続いておるところでございます。

しかしながら、公共交通は、持続可能な地域づくりに必須の要素であるということから、それぞれの地域におきまして、例えばバスであればコミュニ

ティバスの運行ですとか、地域の鉄道につきましては公有民営化や第三セクターによる運行など、地域公共交通の維持確保に努めておるところでございます。

今後、人口減少がさらに進むということが予想される中で、地域にとってなくてはならない公共交通を維持確保していくためには、まちづくり、福祉、健康、観光、教育など様々な施策と連携いたしまして、将来に向け、その地域にあるべき公共交通網を構築する必要があるというふうに考えております。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 認識としては当然同じだというふうに思います。鈴木地域連携部長がおっしゃったとおり、様々な分野との連携した施策の展開、これがこれからは本当に求められているし、理想論だけ様々な計画だとかプランとかに盛り込むだけではなくて、実際にその施策を前へ転がしていく必要があるんだろうなというふうに思っているところです。

そんな中で、国全体でも私、びっくりしたんですけども、平成12年以降に廃止された鉄道は全国で30路線あるそうです。30も路線が。

バス事業も、民間事業者の中の約7割が赤字だそうです。ひどい状態やなと。事業者の努力もやっぱり限界に来てるのかなというのが率直な感想であります。

そんな中で行政側として、まちづくりを連携して考えていくということの必要性を感じているところであります。

その人口減少でどんどん減っていく中で、今、コンパクトシティとかということもありますけれども、でもコンパクトにしても本当に人口がそれで足りないぐらい人口が減ってきて、都市機能が損なわれるのではないかなというふうな心配をしていると、見つけたのが国土交通省のグランドデザイン2050というのがありまして、国土のグランドデザイン2050。

（パネルを示す）2050年に、こういう形に進めていきたいと思いますということなんですけれども、これはちょっと見にくいのでテレビで見いただいている方、大変申しわけありません。

(パネルを示す) 抜粋したものの、こっちのほうがわかりやすいと思います。

これを見ていくと、やはり人口が減少していくとサービス施設の立地する確率が減っていくということでもあります。私、コーヒーが好きなものですから、スターバックスコーヒーが目についてしまうんですけども、スターバックスコーヒーは17万5000人で立地確率が50%だそうです。80%立地してもらおうかなと思うと、27万5000人、人が住んでないと立地しないというのがデータ上は出ています。

大型のショッピングセンター、7万7500人が50%ということですけど、これは1万5000平方メートル以上の大型ショッピングセンターです。小さいやつは除きますので。これぐらいの対象人口、お客さんとして来ていただける人がいないと立地できないということですし、百貨店も27万5000人です。三重県内で考えてみますと、今、百貨店は2店舗ですかね。というふうに思います。

それから、スターバックスコーヒー、ちょっと調べたら16店舗ありました。大型のショッピングセンターの中に入っているのは、多分この基準とはまた違うかなというふうには思っています。

何を言いたいかという、今、三重県ではどんどん人口が減ってきてます。もともとが中小の都市ばかりであります。これらのサービス施設を民間事業者の方にも進出していただくというふうにと考えると、やはり広域でのまちづくりということを考えていかなければならないんじゃないかと。コンパクトシティという概念がありますけども、コンパクトにしつつ、ネットワークをきちっとしていく、そこら辺の考え方が必要なんではないかなというふうに思うところでもあります。

ここで、県として、このあたりについてはどのようにお考えか、御答弁いただきたいと思います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長(水谷優兆) それでは、市町を越えたまちづくりの取組についてお答えをさせていただきます。



県では、市町を越えた広域でのまちづくりの方針を示しております。県内にある24の都市計画区域を生活上の結びつきが強い複数の市町で構成する五つの広域圏に区分し、それぞれの広域圏において都市計画の目標を圏域マスタープランとして示すこととしております。

圏域マスタープランでは、広域拠点として位置づける主要な広域交通の結節点等に、医療や福祉、商業などの生活サービス施設を誘導し、圏域内に居住する多くの方が、利便性を享受できる市町を越えたまちづくりを進めることとしております。

例えば、複数の市町からなる桑名都市計画区域では、桑名市が公共交通を活用したまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定し、圏域マスタープランで広域拠点に位置づけている桑名駅周辺において、一層の商業施設の集積を図るなど、市を越えて利用できる魅力ある商業空間の形成に取り組んでおります。

県では次期圏域マスタープラン作成に当たり、現在、広域拠点の配置等を検討しているところでございます。立地適正化計画策定に取り組んでいる市町に対し、その結果等を踏まえた助言をしていきたいと考えております。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。

当然にやっぱり広域で考えていくという御答弁でありました。人口減少、これから進んでいくと、一つの市町で全ての都市機能、民間のサービス施設も含めてですけど、フルセットで持ち続けるということはもう困難だというふうに思います。高次の商業や医療、福祉の施設なんかについては、十分な利用者がいて初めて存続できる、維持できるというふうなところありますから、結局、それで廃止されていったり、縮小されていったり、最終的に困るのは住民、県民でありますから、そのあたりのところを県としてやはり広域での進め方というのを、しっかり取り組んでいただきたいなど。

ただし、利害関係とかいろいろありますので、この辺は一朝一夕にできるものではないと思います。普通で考えたら、自分たちの住む町にフルセット

欲しいというのが人の常というか、私もそうです。

だけど、そのあたりの役割分担をどうしていくかということを慎重に話し合う、協議していく必要があると思いますし、その調整役、舵取り役というのは県が担っていただかなければならないのかなというふうに思うところがあります。

ポストサミット事業の中で、MICE誘致、国際会議の件数も観光振興計画の中でも指標になっていますけれども、本県、大きなコンベンションホールないですね。国際会議場というのはありませんよね。このあたりのところも広域での、他県からも人を呼び込めるようなものを広域で整備をしていくというような、そんな考え方、発想も必要なんじゃないかなと。どこどこ市につくってくださいということでは当然難しいですし、そんなことではなかなか難しいんじゃないかなというふうに思うところがあります。

今、都市計画区域マスタープラン、平成32年に改定予定ということですが、恐らくこれ10年のプランだというふうに理解をしていますけれども、平成42年までですね。西暦で言うと2030年です。次の神宮式年遷宮、2035年です。神宮式年遷宮のときに観光客が増えるということであれば、ある程度そこを見据えたような県全体でのまちづくりというか、そのあたりの考え方を持ってやっていくべきではないかなというふうに思うところがあります。

そのあたりは調整役として、舵取り役として非常に県としての役割が大きいですけど、知事としてはこのあたりについてはどんな感じで思ってみえるか、コメントだけでいいので、お答えいただけますか。

○知事（鈴木英敬） 広域でしっかり機能を持つていくということは大事であるということですし、ちゃんとそれぞれプランなどを立てておりますけど、一方で市町の独自性なんかもうまく活用しなければいけませんから、どういう機能が広域であったらいいのかというのを、うまく因数分解してやっていくことが大事だなというふうに思いますし、まさに議員おっしゃったように、コンセンサスをとるといふところの難しさがありますけれども、でも、コンセンサスをとるのが難しいので、やりませんとって座して死を待つという

ようなことではあつてはいけないと思いますから、そういうところ、県もしっかりアンテナを高くして汗をかいていきたいと思います。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。

ネットワークを展開していくときに、公共交通だけでは本県、非常に弱いので道路網、このあたりも。公共交通側からすると自家用車の利用者というのは、悪までは言わんけど、増えたもんで利用者が減っているんやというギコンバツタンの関係になっていますけど、これは本県の場合は両輪でやっていく必要があるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そして、次に移ります。県内の勤務医の地域偏在と診療科偏在ということです。

（パネルを示す）まずは、このパネルを見ていただきたいと思いますが、吹き出しの面積に応じているのかな、医師数は。という形で、やはり地域偏在というのが見てとれます。診療科偏在も引き続き存在しています。

三重県では、医師修学資金貸与制度ということで、この間、県内で勤務いただく医師の方の数を増やすべく、様々な努力をいただいていますし、診療科偏在の取組についても専門研修医制度ですか、プログラム、カリキュラムか、あれを用いてやってもらっていますけども、なかなかうまくいってないということです。

診療科についてちょっと見ていただきたいと思います。まずは一番左、総数で全国平均で207.3人、10万人当たりの医師の数ですけれども、全国より少ないと。

ただ、順位については36位で少し上がってまいりました。これは県の取組の成果とともに、様々な関係者の御努力によってというふうに理解をして、敬意を表したいなというふうに思うところではありますが、病院で考えると40位、それから小児科は全国の中でも39位、麻酔科は最下位の47位であります。

（パネルを示す）次のパネルに行きます。

泌尿器科も40位、胸部外科も44位、脳神経外科39位、整形外科も32位ですね。

(パネルを示す) 最後のパネルになりますが、リハビリテーション科41位。ただ、これは全国的にもこのリハビリテーション科は少ないようであります。

病理診断科38位です。救急科46位という、そんな状況になっています。

診療科偏在というのは、地域偏在よりも県民、医療を受ける側にとってみると、より深刻なんではないかというふうに思います。地域偏在で大変申しわけありません、そこに病院がなければ移動してもらうことが可能かもわからないけれども、診療科の数、麻酔医の数が少なかったりとかしたら、また病理診断科の医師が少なかったら、外科的治療のクオリティーが下がっていくということはありませんけれども、より上げていくことはなかなか難しい、困難な状況になっていると。これがなかなか解消されていないということについては非常に憂慮しておるのですけれども、県としてのお考えをまずは聞かせていただきたいというふうに思います。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

**○健康福祉部医療対策局長（松田克己）** 県内勤務医の地域偏在と診療科偏在について御答弁申し上げます。

本県の医師不足の現状につきましては、先ほど議員のほうから御紹介がありましたように、厚生労働省の平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査によりますと、本県の人口10万人当たりの医師数は207.3人となっております、全国平均の233.6人を下回り、全国順位では36位となっております。前回の平成24年調査では37位ということでございますので、一つ順位が上がったということでございます。

主な診療科では、内科が29位、外科が35位、小児科が39位、産婦人科が28位となっております、これらの診療科におきましては、前回調査よりおおむね順位は上がっていると。

しかしながら、麻酔科については47位と依然厳しい状況になっておるとい

うこととございます。

県では、これまで医師の不足、偏在の解消に向けまして、医師無料職業紹介事業などの医師不足の影響を当面緩和する取組や、医師修学資金貸与制度の運用などの中長期的な視点に立った取組を組み合わせて、医師確保対策を総合的に進めてまいったところとございます。

医師修学資金貸与者数につきましては、平成29年9月末現在で642人となっております。このうち、初期臨床研修を終えた義務年限3年目の医師数は、平成29年度時点で127人となっております、これは平成35年度には420人となる見込みでございます。

また、医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着を図るために、平成24年度に設置いたしました三重県地域医療支援センターにおいて、地域の医療機関をローテーションして研修を行う三重専門医研修プログラムを活用しまして、若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保を一体的に取り組んでいるところとございます。

今後、県内で勤務を開始します医師修学資金貸与者等が段階的に増加することが見込めることから、県全体の医師不足は、一定程度改善していくものと考えております。

一方で、地域間や診療科間での偏在が課題であることは十分に認識しておるところでございますけれども、これらはすぐさま解消できるものではないことから、総合的な医師確保対策を着実に進めていく中で、医師総数の増加に伴い、医師の偏在についても改善が進んでいくものと考えております。

現在、医師養成のあり方や医師の働き方改革の観点から、厚生労働省におきましても医療従事者の需給に関する検討会において、早期に実行可能な偏在対策や抜本的な偏在対策について議論が行われているところとございます。

県としましては、国の分科会等の議論の動向を踏まえつつ、引き続き、三重大学や県内の医療機関と連携しながら、県内の医師不足や偏在の解消に向けまして、医師修学資金貸与制度や地域医療支援センターの取組などを中心に医師確保対策を総合的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 御答弁ありがとうございます。

やはり相変わらずのというか、増えてきているのでいいんですけども、総数を上げてその地域偏在、診療科偏在はいずれ解消できるだろうという待ちの、受け身の態勢かなというふうに思ってきていて、一方で人口が減少していくので、どこかで見たのですけども、小児科なんかは確かに少ない、県の出した文書というか、書き物の中で小児科も少ないんですけども、少子化で子どもの数が減っていくので、まあ、足りてくるでしょうみたいなニュアンスの書きぶりやったように思うんです。

そんなことではだめなんではないかなと正直思ってますし、いずれ増えてきますからというのは、服部さんの時代からそんなことをおっしゃっていたような気がするんですけど、なかなか増えてこない。本当に実感として各地地域で増えてきてないというのは、地域偏在をやっぱり解消していかなければならない。それで、本気で取り組まなあかんというふうに思っています。

ある医療従事者専門サイトのアンケート結果をちょっと見させてもらいますと、医師の地域偏在解消のための施策はという問いです。これは勤務医と開業医両方に聞いたアンケートなんですけども、両方ともその1位の答えを紹介しますと、地域医療に従事する医師のサポート強化です。やはり1人で勤務していると不安なんでしょうね、若い先生方。だから、そこをサポートできる体制とか医師以外ができる仕事も医師や看護師に担わされてしまっているという現状、そこをコメディカルで担える部分は担うとか、様々な労働の負担軽減ということですね。そういうことをやっぱりしなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

また、別の調査で、統計学的に処理したものがありまして、同じ診療科の常勤医師数の数が、要するに仲間が1人増えると、その病院に勤務したくなる確率は1.7%上昇するんです。

ちょっと下世話な話ですけども、年収が100万円増加すると、その病院

が勤務先として選択される確率が3.4%上がるんだそうです。

そういうデータが出てますので、そういうことも県としていろいろお調べいただきたいなと思います。

診療科の偏在に対する先ほどの専門サイトのアンケート結果ですね。診療科が偏在するためにどうしたらいいですかといったときには、医師数が少ない診療科へのインセンティブを与えるということだそうです。県内で勤務してもらえれば、修学資金の返還免除というインセンティブを今は講じて県内勤務医を増やしていく、総数を増やしていくという取組ですけれども、今後はこの診療科偏在については、その診療科で勤務したら、例えば研究研修費、若い先生方、学会も行きたいだろうし、経済状況が厳しい中で学びたいという人への何らかのインセンティブを付与して、その診療科へ誘導していくということも必要なんじゃないかなと。財源、非常に厳しいもので、どこからどうひねり出すんやということが課題としてあるんですけれども、これまでいろんなアンケート調査とかが実際、現場の医師に対して行われて、その結果が出てきているわけですから、その辺をきちっと学術的に統計処理をして、三重県として講じるにはどうしたらいいのかということを具体的に展開していく必要があるというふうに思うところであります。

私も母親が今年の7月に亡くなりまして、ふるさと志摩市の病院で亡くなったわけでありましてけれども、病気が難病というちょっとややこしい病気だったものですから、なかなかそれ専門のお医者さんがいないという状況であるとか、そういうことですごく改めて自分のことでしたけれども感じました。やはり残された時間をいかにその患者さんとその御家族が接するかということは、その患者さんの命もそうですけど、その家族に対し与える影響というのも非常に大きい、少なからずあるというふうに思っていますので、この問題については、私も命ある限り、しっかりと三重県で幸せな生活が送れるような医療環境を整えるべく頑張っていきたいというふうに思うところであります。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（水谷 隆） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

田中智也議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。41番 中村進一議員。

〔41番 中村進一議員登壇・拍手〕

○41番（中村進一） 田中智也議員の豊かな三重の海づくり、伊勢湾の再生について関連で質問させていただきます。新政みえの中村進一であります。

今日、先ほど伊勢湾の課題について幾つか議論がございました。そして、また野村議員のほうからも漂着ごみの話がございました。両方とも伊勢湾の再生にとって大変重要な課題だというふうに思うんですが、今日は見えない部分、いわゆる前からいろいろ議論をさせていただいているんですけども、伊勢湾の負荷については、今、丁寧に環境生活部長のほうからあったんですけども、ヘドロをどうしていくか。先ほども田中智也議員のほうからヘドロ等という言葉で質問をさせていただいたというふうに思うんですけども、ちょっとその部分について今、伊勢湾全体のヘドロがどういう状況になっているのか、そしてそのことについて最近調査をしたことがあるのか、そしてその計画、これからどういうふうに除去していくのか、そういった部分がわかっていない範囲内で教えていただきたい。

それから、漂着ごみ、今、随分出ております。私も先ほどお話がありましたコースをずっと車で回ったんですけども、生活のごみもあるんですけども、竹とか流木とかそういったものがかなりを占めていると思うのですが、それが浮いて、ずっとノリ網とかを壊していく状況になると思うんですけども、中にはそれが沈んで漁師の皆さんの仕事に影響するとかそんなこともあるかというふうに思いますので、そういった部分の対応、それはどうなっているのか、その2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○環境生活部長（井戸畑真之） 今、二つ質問をいただきました。一つは、伊勢湾のヘドロ対策の状況、それからもう一つは沈殿したといいますか、海底に沈んだような漂着ごみの対策がどうなっているのかということでございます。



まず一つ目の伊勢湾のヘドロ対策の関係でございますけれども、なかなかヘドロの解析の現状とかそういったものについては把握しておりません。また、ヘドロを除去するというのは非常に難しいというような問題でございますので、私どもといたしましては、やはりこのヘドロの原因の一つとなる汚濁物質の流入対策をしっかりやっていくということで、多様な主体とか、あるいは関係部局としっかり連携しながら、産業排水対策と生活排水対策、これをしっかり進めていくことが大事かというふうに考えております。

それから、もう一つは、海底に沈んだような漂着ごみの対策でございます。私ども、この漂着ごみの対策につきましては、環境省の補助金でございます地域環境保全対策費補助金というものを活用しながら、この清掃活動等を実施してきておるわけでございます。この補助金の対象といたしましては、そういう海岸に打ち上げられた漂着物も、それから海底へ堆積しているものも含まれておるのでございますけれども、県も、あるいは市町も含めまして、今のところは、この海岸に漂着、打ち上げられたものを除去することのほうに力を入れておりまして、なかなか沈んだところまで手をつけられてないというのが現状でございます。

以上でございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 御答弁いただきましたけれども、把握していないという、まずはヘドロですね。実は、私も以前にこの関係で質問させていただいたことがあるんですが、そのときは英虞湾のほうでヘドロをなくしていく、そういう実験をしている最中なので、その経過を見て対応していくと、そんな答弁もいただいた記憶もございます。それなりにヘドロ問題についてはどうするかというのを議論してきた、あるいは一定の方向性を持っておったように思ったのですが、今の話ですと全く難しいということですが、いわゆる海底を耕すとかそんな答弁もいただいたことがあるんですが、このヘドロ対策、これからも、いわゆる流入対策をしっかりするだけで、今までたまったものをどうするかという、そんな議論は考えてない、対策は考えてない、そうい

う意味でしょうか。

○環境生活部長（井戸畑真之） 環境生活部といたしましては、発生源対策というところが役割かと考えております。漁場等で何かあるのであれば、またそれは漁業振興の立場とかそういうところでの対策があるのかなというふうには思うんですけれども、環境生活部としてはここまでしかやっておりません。

以上でございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 環境生活部としては、そんなことかなというふうには思いません。

だけど、これ漁業にもかなり大きく影響する話なんで、できましたら全庁的にやはり考えていただくことが大事かなというふうに思いますが、その部分、どなたか答えていただけますか。

○農林水産部長（岡村昌和） 先ほどお話がありました英虞湾の海底耕うんについては、事業として農林水産部のほうで実施しておりまして、それは漁場改善ということで対応してきております。それを伊勢湾に適用できるかというようなことについては、少しどういうふうな方向性であるかというのは確認させていただきまして、また引き続き、そのあたりも研究をさせていただきたいと思えます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 伊勢湾の再生ということであれば、やはりヘドロ対策というのは必要かというふうに思いますし、以前に伊勢湾の一番深いところ、あるいは浅いところを含めてヘドロの状況を調べた、そういう地図も見たことがございますので、その辺の対応ができるのではないかとというふうに思いますので、御検討いただきたいと思えます。

それから、さっきの漂着ごみですね。これも放置しておきますと、やはりヘドロというか、伊勢湾の底にたまって網をかけたとかそういう仕事をされる方、漁業にかなり重大な影響も与えるというふうに思いますので、その

辺の対策も環境省の補助金の中に、陸にあるやつも海の底の分も両方あるということであれば、そのことも検討していく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その辺、環境生活部長、どうでしょうか。

○環境生活部長（井戸畑真之） 伊勢湾のこういった問題に関しましては、関係部局といろいろ情報交換、あるいは情報共有しながら進めておりますので、こういう件につきましても関係部局としっかり話し合っていきたいと考えております。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） ありがとうございます。

少し環境生活部だけじゃなしに、伊勢湾全体の課題は3県1市で総合的にいろいろ議論もされているというふうにお伺いいたしておりますので、環境生活部長だけがうちがうちがじゃなしに、これは大きい課題なんで、ぜひとも全体で考えていただきますようお願いしておきまして、この議論につきましてはまた別の機会にしっかりさせていただきたいというふうに思います。

終わります。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（水谷 隆） 着席のまま暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

---

午後3時12分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程第2、議案第173号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。中嶋年規予算決算常任委員長。

〔中嶋年規予算決算常任委員長登壇〕

○**予算決算常任委員長（中嶋年規）** 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、11月29日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第173号平成29年度三重県一般会計補正予算（第7号）につきましては、去る11月28日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○**議長（舟橋裕幸）** 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○**議長（舟橋裕幸）** これより採決に入ります。

議案第173号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（舟橋裕幸）** 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第173号の可決に伴い計数を整理する必要性が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第173号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（舟橋裕幸）** 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明12月1日から3日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明12月1日から3日までは休会とすることに決定いたしました。

12月4日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時15分散会